

医学部医学科新入生の皆さんへ

名古屋市立大学医学部事務課

ワクチン接種について

名古屋市立大学医学部医学科へのご入学おめでとうございます。

医学部医学科では、1年生から病院等の医療機関の見学や医療に関する実習が行われます。これらの教育時における感染防止をはかるため、以下のとおり、ワクチン接種歴の確認および確認表への記載をお願いいたします。

① 以下の疾患について「ワクチン接種歴」を確認して下の**確認表**に記載してください。

対象疾患:麻疹(はしか)、風疹、流行性耳下腺炎(ムンプス・おたふくかぜ)、水痘(水ぼうそう)

【ワクチン接種歴の確認方法】

- 母子手帳等にて過去のワクチン接種歴や罹患状況を確認してください。
- 混合ワクチンは以下のように記載される場合があります。
 - ✓ MR:「麻疹」と「風疹」の混合ワクチン
 - ✓ MMR:麻疹・風疹・流行性耳下腺炎の混合ワクチン
 - ✓ MMRV:麻疹・風疹・流行性耳下腺炎・水痘の混合ワクチン

② 一度もワクチン接種の記録がない疾患がある場合は、「罹患の有無(かかったことがあるか)」を**確認表**に記載してください。

*「罹患の有無」について、記録の有無は問いません。

*ワクチンを一度でも接種している場合、「罹患の有無」の記載は不要です。

《確認表》

項目	過去の接種歴(または接種予定日)		罹患の有無
	1回目	2回目	
例:麻疹(はしか)	2007年5月12日	2010年3月29日	
例:風疹	2007年5月7日	なし	
例:流行性耳下腺炎 (ムンプス、おたふくかぜ)	なし	なし	あり
記載欄			
項目	過去の接種歴(または接種予定日)		罹患の有無
	1回目	2回目	
麻疹(はしか)			
風疹			
流行性耳下腺炎 (ムンプス、おたふくかぜ)			
水痘 (水ぼうそう)			

ワクチン接種回数に応じて必要となる対応

①「1歳以上でのワクチン接種回数」が2回の疾患

→追加の対応は不要です。

②「1歳以上でのワクチン接種回数」が1回の疾患

→該当する疾患について追加のワクチン接種が1回必要です。

③「1歳以上でのワクチン接種回数」が0回の疾患

(1) 罹患ありの場合→抗体価(血液検査)によりワクチンの追加接種が必要かどうか判断します。具体的な基準は入学者ガイダンスで説明します。

(2) 罹患なしの場合→2回のワクチン接種が必要になります。

* 必要なワクチン接種が完了していない場合、6月からの「多職種連携教育:基礎-1」などの必須科目で参加できない実習が生じる場合があります。ワクチン接種が必要な場合は、なるべく入学前に済ませるようお願いいたします。

* ワクチン接種はお住まいの地域の医院、クリニック、保健所などで可能です。「麻疹・風疹・ムンプス・水痘の予防接種希望」とお伝えのうえ、ご予約ください。

* 抗体価検査についてもお住まいの地域の医院やクリニックで実施可能です。

* 追加でワクチン接種を行った場合や接種予約がある場合は、1枚目の「確認表」に記載してください。

(重要)入学者ガイダンス(4月1日)でお持ちいただくもの

①この文書(1枚目の表の記載内容を確認します)

②ワクチン接種歴が分かるもののコピー

* 母子健康手帳におけるワクチン接種歴のページの写し

* 追加でワクチン接種を行った場合は、医療機関の接種証明書(接種済証)の写し(接種したロット番号のシールを貼付した領収書、あるいは接種日・ロット番号・医療機関名が明示された書類)

その他

* ガイダンスでも担当者をご説明しますのでご不明点等はその際にご質問頂くか、下記にお問い合わせください。

* ワクチン接種歴または罹患歴がわかるものは入学後に配布される「感染症等の抗体検査結果と予防接種の覚え書き」に貼付し、必ず各自で卒業まで大切に保管してください。

* 提出された関係書類は個人情報として医学部事務課で厳重に管理し、その利用は学生教育上の場合に限ります。

問い合わせ先

名古屋市立大学医学部事務課

TEL 052-853-8545

E-MAIL: medkyomu@sec.nagoya-cu.ac.jp

名古屋市立大学医学部医学科
令和8年度入学生の皆さま

名古屋市立大学医学部長

学生損害賠償責任保険等の加入について

この度は、ご入学おめでとうございます。心よりお祝い申し上げます。

さて、医学部医学科におけるカリキュラムでは名古屋市立大学医学部附属病院を始めとする医療機関での臨床実習がプログラムされています。実習中における事故の予防につきましては万全を期していますが、実習受け入れ医療機関からは万が一に備え損害賠償責任保険の加入を義務付けられています。

このことから、医学部医学科生の皆さんは、他学部の新入生も全員が加入する『学生教育研究災害傷害保険（学研災）』に併せて、『接触感染予防保険金支払特約』及び、付帯の「学研災付帯賠償責任保険Cコース『医学生教育研究賠償責任保険（医学賠）』』に加入します。

学研災保険料（6年間）	4,700円（通学中等障害危険担保特約含む）
接触感染予防保険金支払特約保険料	100円
医学賠保険料（6年間）	3,000円

保険料は、入学手続き時に納付していただく諸団体納付金に含んでおり、加入手続きは大学で一括して行います。

大学として加入を義務づけている保険は、上記の「学研災（通学特約・感染特約付保）」と「医学賠」です。これ以外に大学生協同組合が運営する学生総合保険や学生損害賠償責任保険等の加入についてお勧めがありますが、あくまで加入は任意です。

名古屋市立大学医学部事務課

TEL : 052-853-8545

E-MAIL : medkyomu@sec.nagoya-cu.ac.jp

(2025年12月現在)

令和8年2月吉日

医学部医学科新入生保護者 各位

名古屋市立大学医学部長

医学部保護者説明会・施設見学会のご案内

名古屋市立大学医学部医学科に、ご入学おめでとうございます。医学部を代表して、心からお祝い申し上げます。

さて、医学部では、教育方針・目標並びに施設につきまして、保護者の皆様にご説明申し上げる機会として、例年「医学部保護者説明会」「施設見学会」を実施しており、令和8年度は下記のとおり予定しております。お忙しいとは存じますが、ご出席いただければ幸いです。

つきましては、準備の都合上、以下「医学部医学科保護者説明会・施設見学会出欠QR」を、**ご入学手続きの際**にご回答していただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1、日 時 令和8年4月6日（月） ※入学式は10時より日本特殊陶業市民会館にて
①保護者説明会 13:00～14:20（30分前より受付開始予定）
②施設見学会 14:30～16:30（終了予定）

2、会 場 名古屋市立大学 桜山キャンパス 基礎教育棟5階 講義室3
※ご出席の方は、入学式後、各自でご移動（昼食を含む）願います。

3、問合せ先 名古屋市立大学医学部事務課 TEL 052-853-8545
E-MAIL: medkyomu@sec.nagoya-cu.ac.jp

以上

令和8年度 医学部医学科保護者説明会・施設見学会出欠QR

令和8年度 医学部医学科保護者説明会・施設見学会出欠QR



（裏面：案内図あり）

名古屋市立大学 桜山（川澄）キャンパス 交通アクセス

▼ 詳細はこちら → <https://www.nagoya-cu.ac.jp/access/sakurayama.html>

桜山（川澄）キャンパス 案内図

▼ 地下鉄桜通線 桜山駅 3 番出口から、名古屋市立大学病院へのアプローチを通り、医学部基礎教育棟 5 階「講義室 3」へお越しください。

※車いす等階段利用が困難な場合は、エレベーターをご利用ください。

※キャンパス内には生協食堂（11：30～13：30 営業）、コンビニ等がございます。



感染症抗体検査・ワクチン接種について

名古屋市立大学医学部保健医療学科看護学専攻へのご入学おめでとうございます。

看護学専攻では、1年生から教養教育の地域参加型学習や専門教育において、病院等の医療機関の見学や医療に関する実習が行われます。これらの教育時における感染防止をはかるため、以下の項目についてご確認とご対応をお願いいたします。

ご入学の準備でお忙しい中、誠に恐縮ですが、ご対応のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

重要なお確認

下記の疾患〔麻疹（はしか）、風疹、流行性耳下腺炎（ムンプス、おたふくかぜ）、水痘（水ぼうそう）〕の罹患歴・予防接種（接種日・予約状況）について、以下の表を埋められるように2026年4月17日（金）の**名市大多職種連携教育：基礎Ⅰ**の初回講義までに準備してください。

項目	検査方法	抗体価	罹患歴	過去の接種歴及び接種予定日	
				1回目	2回目
例：麻疹（はしか）	①IgG EIA 法 ②PA 法	〇〇	有・無	2007年5月12日	2010年3月29日
麻疹（はしか） *①または②の検査方法	①IgG EIA 法 ②PA 法		有・無		
風疹 *①または②の検査方法	①HI 法 ②IgG EIA 法		有・無		
流行性耳下腺炎 （ムンプス、おたふくかぜ）	IgG EIA 法		有・無		
水痘（水ぼうそう）	IgG EIA 法		有・無		
伝染性紅斑	不要		有・無		

手順

- 母子手帳等にてそれぞれの罹患歴および過去のワクチン接種歴を確認してください。多くの場合、風疹・麻疹についてはMRワクチンを2回接種済みであることが多いです。
- 抗体価検査（検査項目：麻疹、風疹、流行性耳下腺炎、水痘）を受けてください。
- 上記4項目につきましては、原則として2回のワクチン接種が必要です。ただし、罹患歴やワクチン接種歴によって、あらたにワクチンを接種いただく回数異なります。ワクチン接種歴が2回に達していない場合、下表をご確認の上、適切にご対応をお願いします。
- 抗体検査後から入学前までにワクチン接種した場合は、母子手帳にLot番号のシールを貼付してください。

各項目のワクチン接種歴	各項目の罹患歴	各項目における対応
すでに2回接種済	あり、なしに関わらず	あらたなワクチン接種必要なし。
すでに1回接種済	あり、なしに関わらず	抗体価の値にかかわらず、あらたに2回目のワクチン接種を、6月の病院実習開始までに完了していただきます。入学前に接種済の状況でもよいです。
接種なし	なし	抗体価の値にかかわらず、2回のワクチン接種を、6月の病院実習開始までに完了していただきます。なお、接種スケジュール上、入学前に1回目は接種済の状況が望ましいです。
	あり	抗体価の値に基づき、追加接種が必要か判断します。入学後の名市大多職種連携教育：基礎Ⅰの初回講義で説明いたします。

ご準備いただく書類

- 1) 抗体価検査の結果のコピー
- 2) ワクチン接種歴、罹患歴が分かるもののコピー（例：母子健康手帳における接種歴・罹患歴の記載ページのコピー）。

※上記1)と2)を入学後の名市大多職種連携教育：基礎Ⅰの初回講義〔2026年4月17日（金曜）〕にご持参ください。各コピーには、学籍番号と氏名をご記入ください。

※初回講義〔2026年4月17日（金曜）〕以降に接種を受けた場合は、その証明書類のコピー（例：接種したロット番号のシールを貼付した領収書あるいは、接種日と接種したロット番号の記載書類と接種した医療機関名が明示された書類）を提出していただく予定です。提出方法については、上記の講義内でご連絡します。

1. 書類の保管方法

・提出していただいたワクチン接種歴または罹患歴が分かるものは、入学後に配布される「**感染症等の抗体検査結果と予防接種の覚え書き**」にも貼付し、卒業まで保管していただく予定です。

2. ワクチン接種に関するご注意

・ワクチン接種は個人で手配してください。年度により医療機関でのワクチン入荷が困難となる場合があります。
・複数回のワクチン接種が必要な場合、接種間隔に一定期間を要する場合がありますので、受診機関の医師に相談し、計画的に対応をお願いします。

3. ご提出いただいた書類の取り扱い

・検査結果および接種記録は、個人情報として保健医療学科事務室で厳重に管理し、その利用は学生教育上の場合に限定いたします。

問い合わせ先

名古屋市立大学医学部保健医療学科看護学専攻
（桜山キャンパス内）電話 052-853-8038

【よくある質問】

Q1：抗体検査やワクチン接種はどこで受ければよいですか？

A：お住まいの地域の医院、クリニックなどで抗体検査・ワクチン接種が可能です。「麻疹・風疹・ムンプス・水痘の抗体検査/予防接種希望」とお伝えの上、ご予約ください。なお、名古屋市立大学医学部附属病院では、検査を受けることはできません。

Q2：罹患歴をどのように証明するのですか？

A：母子手帳に記載がある場合は該当ページのコピーをご提出ください。

Q3：ワクチン接種歴1回で、罹患歴がある場合は、2回目接種が必要ですか？

A：医療関係者のためのワクチンガイドライン第4版に基づいて、抗体価の値に関わらず、追加のワクチン接種となります。

Q4：ワクチン接種歴なしで、罹患歴がある場合は、どうしたらいいですか？

A：抗体価の値で、接種回数を判断します。この判断は、入学後の名市大多職種連携教育：基礎Ⅰの初回講義で説明いたします。

Q5：ワクチン接種歴なしで、罹患歴がない or 不明の場合はどうしたらいいですか？

A：抗体価の値に関わらず、2回のワクチン接種となります。

Q6：複数の疾患で異なる対応が必要な場合はどうしたらよいですか？

A：疾患ごとに手順の表に従い、それぞれ対応してください。入学後の名市大多職種連携教育：基礎Ⅰの初回講義でも説明いたします。

Q7：MRやMMRワクチンとは、何を意味しますか？

A：MRは2種（麻疹・風疹）の混合ワクチンで、MMRは3種（麻疹・風疹・ムンプス）の混合ワクチンとされています。

Q8：6月の病院実習開始までに間に合わない場合は、どうしたらいいですか？

A：計画的にワクチン接種を進めて下さい。間に合わない場合については、入学後の名市大多職種連携教育：基礎Ⅰの初回講義で説明いたします。

名古屋市立大学医学部保健医療学科看護学専攻
令和8年度入学生の皆さま

学生損害賠償責任保険の加入について

この度は、ご入学おめでとうございます。心よりお祝い申し上げます。

さて、看護学専攻では、1年次から医学部附属病院を始めとする医療福祉機関での医療関連実習がプログラムされています。実習中における事故の予防につきましては万全を期していますが、実習受け入れ医療福祉機関からは万が一に備え損害賠償責任保険の加入を義務付けられています。

このことから、看護学専攻の学生さんは、全学生が加入する『学生教育研究災害傷害保険（学研災）』（病院で臨床実習を行う学生を対象とした接触感染予防保険金支払特約が含まれます）に併せて、付帯の「学研災付帯賠償責任保険『医学生教育研究賠償責任保険（医学賠）』」に加入していただきます。

学研災保険料（4年間）	3,370円
医学賠保険料（4年間）	2,000円

保険料は、入学手続き時に納付していただく諸団体納付金に含まれており、加入手続きは大学で一括して行います。

これ以外に、大学生協同組合が運営する学生総合保険や学生損害賠償責任保険、総合補償制度「Will」等、各種保険加入について案内があるかもしれませんが、これらの保険加入は任意です。

医学部事務課（保健医療学科）
(853-8037)

入学生のみなさまへ

ノートパソコンご準備のお勧め



名古屋市立大学医学部保健医療学科看護学専攻での学習では、レポート課題の作成、遠隔授業の受講、臨地実習での実習記録などでパソコンを使用します。そこで持ち運び可能な自分専用のノートパソコンをご準備いただくことをお勧めします。以下に4年間使用することを考えて推奨するノートパソコンの要件（推奨スペック）を記します。自分専用として新たにノートパソコンをご購入する際の参考にしていただければと思います。

◆ Windows ノートパソコンの推奨要件（スペック）

項目	推奨スペック	備考
CPU 右のいずれか	Intel 製 Core Ultra シリーズ Core i3、i5、i7 AMD 製 Ryzen シリーズ	Core Ultra5、Core i5、Ryzen5 以上がおすすめです
メモリ	8GB 以上（16GB 以上推奨）	
ストレージ	SSD 256GB 以上	HDD はあまりお勧めしません
画面サイズ 解像度	12～16 インチ フルHD（1920x1080）以上	17 インチ以上は重くなり持ち運びに不向きです 11 インチ以下でも良いですが、視認性に劣ります
重量	1kg 前後～2kg まで	実際に持ってみて決めてください 1.5kg を超えると持ち運びが辛くなります
バッテリー	駆動時間 10 時間以上	学内の電源コンセントは多くないので、駆動時間は長い方が使いやすいです
DVD ドライブ	あっても良い	無くても困ることは少ないです
OS	Windows 11	Pro でも Home でも良いです

◆ Mac ノートパソコンの推奨要件

現行の MacBook Pro、MacBook Air であればどれも十分な性能を持っています。

◆ アプリ（ソフトウェア）の要件

本学学生は、在学中、Word、Excel、PowerPoint 等が含まれる Office 365 Education A3 を、自身のパソコンにインストールして使用できるため、在学中は、ご自身で Microsoft Office 関係のアプリを購入する必要はありません。インストールの方法等は、本学ウェブサイトの「令和 8 年度新入生の皆さんへ」のページに掲載予定です。卒業後も継続して Office を使用したい場合は、卒業後、Office アプリを購入する必要があります。

問合せ先：名古屋市立大学保健医療学科看護学専攻 教育DX推進専門委員

学生用ノート PC 担当：鏡

E-mail: kagami@med.nagoya-cu.ac.jp

◆大学生協でのパソコン販売について

大学生協では新入生用のパソコンを販売しています。生協では、生協オリジナルサポートを受けられる保証付きのパソコンを購入することができます。学部新入生向けに名古屋市立大学生協から案内されるノートパソコンは、上記の推奨仕様を満たしたものですので、ぜひご検討ください。

【名古屋市立大学生協の WEB サイト】

学習用パソコン・iPad のご案内

https://www.univcoop-tokai.jp/ncucoop/fresh/fresh_242.html



【新入生応援サイト（問い合わせフォームのリンクあり）】

<https://www.univcoop-tokai.jp/ncucoop/fresh/index.html>



入学生のみなさまへ

(看護学専攻) 入学後のキャンパス通学について

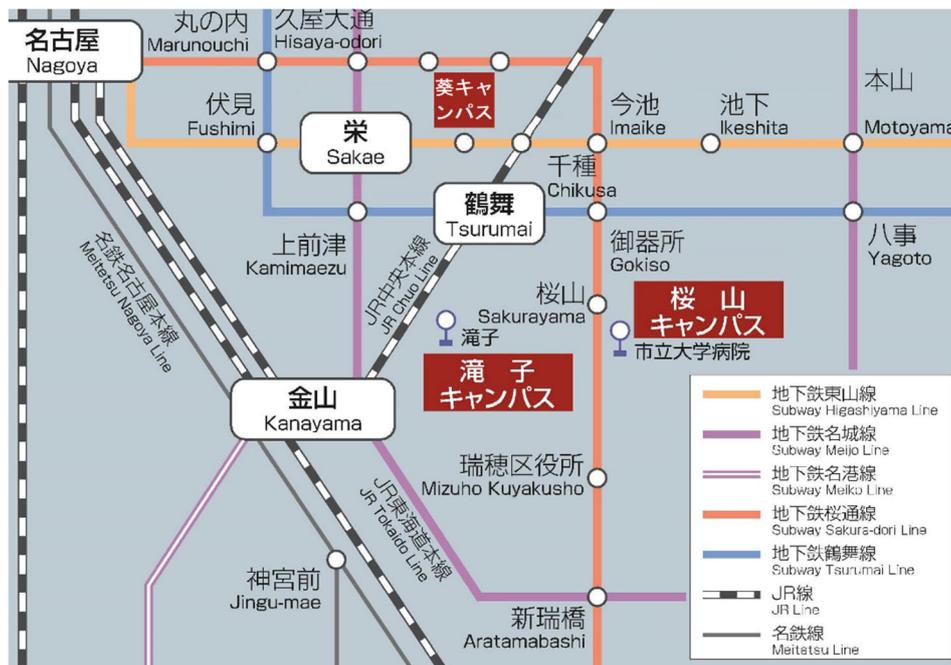
看護学専攻では、定員数が120名に増加したことに伴い、令和5年度入学生から桜山キャンパスと滝子キャンパスに加えて、葵キャンパスを併用することになりました。それぞれのキャンパスに通学できるよう、定期券等を購入してください。

(通学定期券の購入全般についての注意事項等は「通学定期券の購入について」を参照)

○使用予定のキャンパス (履修する授業等によって異なる可能性があります)

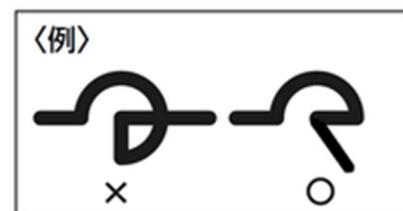
	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
前期	滝子	桜山・滝子	桜山	滝子	桜山・滝子
後期	滝子	葵	葵	滝子	桜山・滝子

○鉄道路線図と各キャンパスの位置関係



○地下鉄定期券の経路 (名古屋市営地下鉄 HP より)

- 地下鉄の定期券は「一筆書き」で描ける経路で乗換が3回以内なら購入できる。
- 経路の交差、駅の重複はできない。
- 3回以内の乗換でも乗換駅と経路・接続号線を判別する駅 (大曽根、金山、西高蔵、国際センター、吹上) の総数が5駅を超える場合は、発売できないことがある。
- 定期券の料金は「一筆書き」の経路の長さで決まる。



名古屋市立大学
医学部保健医療学科看護学専攻
入学生保護者 各位

名古屋市立大学医学部
保健医療学科看護学専攻

看護学専攻保護者説明会・交流会のご案内

この度は、ご入学おめでとうございます。心よりお祝い申し上げます。

名古屋市立大学看護学部は、令和7年4月より医学部保健医療学科看護学専攻へ再編成されました。当専攻では、教育内容や学生生活等につきまして、保護者の皆様にご説明申し上げる機会として、保護者説明会および交流会を下記の日時で予定しております。お忙しいとは存じますが、ご参加いただきますようご案内申し上げます。

つきましては、誠にお手数ではございますが準備の都合上、下記 URL または QR コードから、保護者説明会および交流会の出欠をご回答いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 日時 令和8年4月6日（月） 午後1時30分～3時30分（予定）
2. 会場 名古屋市立大学葵キャンパス5階
※ 入学式は学内ではなく別の会場で行われます。入学式終了後、ご昼食を済まされた上で、公共交通機関等にて会場までご移動ください。
3. お問い合わせ 名古屋市立大学医学部事務課（保健医療学科）（Tel 052-853-8037）
※ 会場席数の都合上、ご出席者は原則1名とさせていただきます。なお、学生本人は同日に学部ガイダンスが予定されています。
4. 出席確認 <https://forms.office.com/r/WbZMZLPbzs>



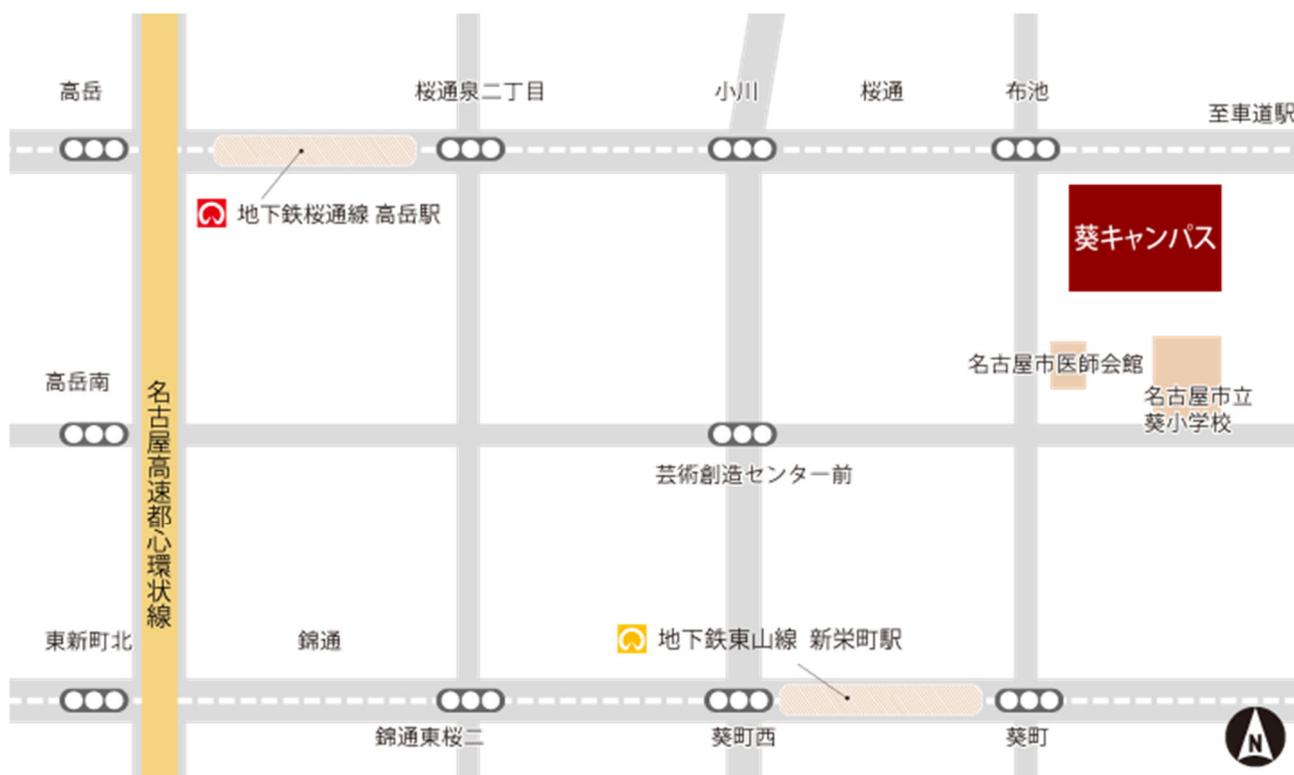
お問い合わせ先
〒467-8601 名古屋市瑞穂区瑞穂町川澄1
名古屋市立大学医学部事務課（保健医療学科）
Tel:052-853-8037 Mail: nursjimu@sec.nagoya-cu.ac.jp

※葵キャンパスへのアクセスについて

〒461-0004 名古屋市東区葵 1-4-7

地下鉄東山線「新栄町」駅より徒歩 5分

桜通線「高岳」駅より徒歩 8分



下記のページもご参考ください

<https://www.nagoya-cu.ac.jp/access/aoi/>

重 要

リハビリテーション学専攻 新入生の皆さんへ

名古屋市立大学医学部事務課
(保健医療学科リハビリテーション学専攻)

感染症抗体検査・ワクチン接種について

名古屋市立大学医学部保健医療学科リハビリテーション学専攻へのご入学おめでとうございます。

保健医療学科では、1年生から教養教育の地域参加型学習や専門教育において、病院等の医療機関の見学や医療に関する実習が行われます。これらの教育時における感染防止をはかるため、次の項目について準備をお願いいたします。

ご入学の準備でお忙しい中、誠に恐縮ですが、ご対応のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

重要なお確認

下記の疾患（麻疹（はしか）、風疹、流行性耳下腺炎（ムンプス、おたふくかぜ）、水痘（水ぼうそう））の罹患状況・予防接種（接種日・予約状況）について、以下の表を埋められるように 2026年4月17日（金）の地域参加型学習の初回講義までに準備してください。

項目	抗体価	罹患状況	過去の接種歴及び接種予定日	
			1回目	2回目
麻疹（はしか）				
風疹				
流行性耳下腺炎 （ムンプス、おたふくかぜ）				
水痘（水ぼうそう）				

手順

- 1) 母子手帳等にてそれぞれの罹患状況および過去の接種歴を確認してください。多くの場合、風疹・麻疹についてはMRワクチンを2回接種済みであることが多いです。
- 2) 抗体価検査（検査項目：麻疹、風疹、流行性耳下腺炎、水痘）を受けてください。
- 3) 上記4項目につきましては、原則として2回の接種が必要です。ただし、罹患歴や接種歴によって、新たに接種いただく回数異なります。6月頃から始まる病院での見学や実習までにワクチン接種歴が2回に達していない場合、それらを実施できないことがありますので、下表をご確認のうえ、適切にご対応をお願いいたします。

各項目の罹患履歴	各項目のワクチン接種歴	各項目における対応
あり、なしに関わらず	すでに2回接種	新たな接種必要なし。
あり	すでに1回目接種	抗体価にかかわらず、新たに2回目の接種を、上記の病院での実習までに完了させてください
なし	すでに1回目接種	抗体価にかかわらず、新たに2回目接種を、上記の病院での実習までに完了させてください。
なし	接種なし	抗体価にかかわらず、2回の接種を、上記の病院での実習までに完了させてください。
あり	接種なし	抗体価検査結果から追加接種が必要かどうかを判断する必要があるため、入学後のオリエンテーション等において、説明します。

ご準備いただく書類

- 1) 抗体価検査の結果の写し
- 2) ワクチン接種歴または罹患歴が分かるものの写し（例：母子健康手帳における接種歴・罹患歴の記載ページの写し）。

※1)と2)の書類提出の日時・方法については、入学後の地域参加型学習の初回講義（2026年4月17日（金））にてご連絡します。

※初回講義（2026年4月17日（金））以降に接種を受けた場合はその証明書類の写し（例：接種したロット番号のシールを貼付した領収書。あるいは、接種日と接種したロット番号の記載書類と接種した医療機関名が明示された書類）を提出していただく予定です。提出方法について、上記の講義内でご連絡します。

1. 書類の保管方法

・提出していただいたワクチン接種歴または罹患歴が分かるものは、入学後に配布される「**感染症等の抗体検査結果と予防接種の覚え書き**」にも貼付し、卒業まで保管していただく予定です。

2. ワクチン接種に関するご注意

・接種は個人で手配してください。年度により医療機関でのワクチン入荷が困難となる場合があります。

・複数回接種が必要な場合、接種間隔に一定期間を要する場合がありますので、計画的に対応をお願いします。

3. ご提出いただいた書類の取り扱い

検査結果および接種記録は、個人情報として医学部事務課で厳重に管理し、その利用は学生教育上の場合に限定いたします。

問い合わせ先

名古屋市立大学医学部事務課
(保健医療学科リハビリテーション学専攻)
TEL 052-853-8037、FAX 052-852-4641
E-MAIL : rehajimu@sec.nagoya-cu.ac.jp

【よくある質問】

Q1：「接種1回＋罹患履歴」で2回目接種が本当に必要ですか？

A：はい、必ず必要です。医学的に、免疫の確実性と持続性を確保するためです。抗体価がどうであっても、2回目接種をお受けください。

Q2：罹患履歴をどのように証明するのですか？

A：母子手帳に記載がある場合はその写しをご提出ください。不明な場合は、かかりつけの医師にご相談ください。

Q3：接種はどこで受ければよいですか？

A：お住まいの地域の医院、クリニック、保健所などでワクチン接種が可能です。「麻疹・風疹・ムンプス・水痘の予防接種希望」とお伝えの上、ご予約ください。

Q4：複数の疾患で異なる対応が必要な場合はどうしたらよいですか？

A：疾患ごとに上記の表に従い、それぞれ対応してください。初回講義でもご説明いたします。

Q5：提出期限に間に合わない場合は？

A：計画的に接種を進めて下さい。間に合わない場合については、初回講義でご説明いたします。

名古屋市立大学医学部保健医療学科
リハビリテーション学専攻
令和8年度入学生の皆さま

名古屋市立大学医学部事務課
(保健医療学科リハビリテーション学専攻)

「医学生教育研究賠償責任保険」の加入について

この度は、ご入学おめでとうございます。心よりお祝い申し上げます。

リハビリテーション学専攻では、1年次および3年次・4年次に、医学部附属病院をはじめとする医療福祉機関で臨床実習を行います。実習中の事故予防には万全を期しておりますが、実習を受け入れる医療福祉機関からは、万一に備えて損害賠償責任保険への加入が義務付けられています。

このため、本専攻の皆さまには、他学部の新入生も含めた全学生が加入する「学生教育研究災害傷害保険(略称:学研災)」に加え、付帯の「学研災付帯賠償責任保険 C コース(医学生教育研究賠償責任保険、略称:医学賠)」にも加入していただきます。

- ・ 学研災保険料(4年間) 3,370円

(学研災 2,300円 + 通学中等傷害危険担保特約 1,000円 + 接触感染予防保険金支払特約 70円)

- ・ 医学賠保険料(4年間) 2,000円

保険料は、入学手続き時に納付していただく諸団体納付金に含んでおり、加入手続きは大学で一括して行います。

本保険への加入は、大学生生活協同組合が運営する学生総合共済保険や学生賠償責任保険、総合補償制度Will、学研災付帯学生生活総合保険など、他の保険への加入を妨げるものではありません。

保険に関する手続きの詳細については、「学生生活のてびき」や学生課学生支援担当(滝子キャンパス 3号館 1階)、大学生生活協同組合にてご確認ください。

名古屋市立大学医学部事務課
(保健医療学科リハビリテーション学専攻)
TEL:052-853-8037
Mail:rehajimu@sec.nagoya-cu.ac.jp

リハビリテーション学専攻 ノートパソコン準備のお勧め

この度は、ご入学おめでとうございます。心よりお祝い申し上げます。

本専攻では、各科目におけるレポート提出や臨床実習におけるシステム利用などにおいて、BYOD(※)を標準化しています。

※ Bring Your Own Device の略で、学生や社会人が個人の機器(ノートパソコンなど)を学校や職場に持ち込み、学業や業務に使用することを指します。

本専攻での学習では、レポート課題の作成や遠隔授業の受講、臨床実習におけるシステム利用などでパソコンを使用します。そこで持ち運び可能な自分専用のノートパソコンをご準備いただくことをお勧めします。

以下に4年間使用することを考えて推奨するノートパソコンの要件(推奨スペック)を記します。自分専用として新たにノートパソコンをご購入する際の参考にいただければと思います。

わからないことがあれば、専攻教員に質問してください

◆ Windows ノートパソコンの推奨要件 (推奨スペック)

項目	推奨要件 (推奨スペック)
バージョン	Windows11
CPU	Core Ultra シリーズ、Core i3 以上、Ryzen シリーズ
メモリ	8GB 以上 (16GB 以上 推奨)
ストレージ	SSD256GB 以上
画面サイズ	12 インチ以上
解像度	フル HD(1920x1080)以上

◆ Mac ノートパソコンの推奨要件 (推奨スペック)

現行の MacBook Pro、MacBook Air であればどれも十分な性能を持っています

◆ アプリ(ソフトウェア)の要件

○ Word、Excel、PowerPoint 等 Office アプリ について

Office 365 Education A3 を、自身のパソコンに無料でインストールして使用できます。
インストールの方法などは、本学ウェブサイトの「新入生の皆さんへ」のページに掲載予定です。
卒業後も継続して使用したい場合は、卒業後、Office アプリを購入する必要があります。

○ 電子教科書 (EDX UniText)について

リハビリテーション学専攻の専門科目の講義は大学生協のデジタル教科書ビューア「EDX UniText」をプラットフォームに使用した電子教科書を使用します。入学前に生協で購入をお願いします。詳しくは生協から配布される「2025 名古屋市立大学・新入生のための教科書・必須教材・学習用パソコン推薦教材のご案内」冊子の必須教科書のページをご確認ください。

○ 名市大生協 電子教科書の購入方法について(下記サイトでご案内します)

https://www.univcoop-tokai.jp/ncucoop/fresh/fresh_471.html

電子教科書活用に便利な 4 年保証付きの iPad も併せてご案内しています。

データ容量が増えることから iPad はストレージ容量の多いもの(256GB 以上)がおすすめです。



デジタル教科書「EDX UniText」の特徴

ノートのように書いたりマーカー引いたりしおりを挟んだりできます。

持っている電子教科書すべてから文字・書き込み検索ができるので検索もスムーズです。

また、ブラウザタイプなので URL とアカウント ID でどの端末からもログインできます。

○ 臨床実習支援システムについて

病院など医療施設にて行われる臨床実習において円滑なコミュニケーションを図るため、「臨床実習支援システム」を用いて臨床実習先の指導者と教員との連絡・報告を行います。

◆ すでにお持ちのパソコンを使用される場合

上記に相当する仕様を満たすパソコンをすでにお持ち場合、新たにご購入いただく必要はありません。

◆ 大学生協でのパソコン販売について

大学生協でパソコンを購入した場合、4年間生協オリジナルサポートを受けられます。大学生協から案内されるノートパソコンは、上記の推奨仕様を満たしたものです。内容は以下の URL から確認できます。大学生協以外で購入していただくことも問題ありませんので、ご検討の上、パソコンを準備してください。

○ 名市大生協 学習用パソコン・iPad のご案内

https://www.univcoop-tokai.jp/ncucoop/fresh/fresh_271.html

○ 名市大生協 新入生応援サイト

<https://www.univcoop-tokai.jp/ncucoop/fresh/index.html>

名古屋市立大学医学部事務課
(保健医療学科リハビリテーション学専攻)
TEL : 052-853-8037
Mail : rehajimu@sec.nagoya-cu.ac.jp

名古屋市立大学医学部保健医療学科
リハビリテーション学専攻
令和8年度入学生の保護者さま

名古屋市立大学医学部事務課
(保健医療学科リハビリテーション学専攻)

(リハビリテーション学専攻)入学後のキャンパス通学について

この度は、ご入学おめでとうございます。心よりお祝い申し上げます。

本専攻では、下記の通りのキャンパスを使用します。それぞれのキャンパスに通学できるように、定期券を購入してください。

通学定期券の購入全般についての注意事項などは別紙「通学定期券の購入について」をご参照ください。

記

1 使用するキャンパス

1 年次 : 滝子(山の畑)キャンパス & 桜山(川澄)キャンパス

2 年次以降 : 名東キャンパス(※)

※ 部活動・サークル活動では、滝子キャンパスを含む他キャンパスを使用します。

2 各キャンパスと交通アクセス

○滝子キャンパス & 桜山キャンパス



滝子(山の畑)キャンパス

- 地下鉄: 桜通線「桜山」⑤出口 → 徒歩 12 分
- 市バス: 金山⑦のりばより金山 11・12・16 → 「滝子」下車
金山⑧のりばより金山 14 → 「滝子」下車

桜山(川澄)キャンパス

- 地下鉄: 桜通線「桜山」③出口すぐ
- 市バス: 金山⑦のりばより金山 12 → 「市立大学病院」下車
金山⑧のりばより金山 14 → 「市立大学病院」下車

○名東キャンパス



名東キャンパス

地下鉄東山線「本郷」駅から〔乗車時間約7分〕

②のりば 幹本郷1「猪高緑地」行き

①のりば 幹本郷1「地下鉄平針」行き

①のりば 幹本郷1「本郷(右回り)」行き

「障害者スポーツセンター」下車、南(バスの進行方向と同じ)へ
徒歩約2分



地下鉄鶴舞線「平針」駅から〔乗車時間約25分〕

①のりば 幹本郷1「本郷」行き

「障害者スポーツセンター」下車、南(バスの進行方向とは反対)へ
徒歩約4分

名古屋市立大学医学部事務課
(保健医療学科リハビリテーション学専攻)
TEL:052-853-8037
Mail:rehajimu@sec.nagoya-cu.ac.jp

名古屋市立大学医学部保健医療学科
リハビリテーション学専攻
令和8年度入学生の皆さま

名古屋市立大学医学部事務課
(保健医療学科リハビリテーション学専攻)

リハビリテーション学専攻 保護者説明会のご案内

この度は、ご入学おめでとうございます。心よりお祝い申し上げます。

本専攻では、教育内容や学生生活などについて、保護者の皆さまにご説明する機会として「リハビリテーション学専攻 保護者説明会」を下記のとおり予定しております。ご多忙とは存じますが、ぜひご参加くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 令和8年 4月 6日 (月) 13時30分 ~ 14時40分 (予定)
2. 会 場 名古屋市立大学 桜山キャンパス 看護学部棟 (地下鉄桜山駅 3番出口)
※ 入学式終了後、ご昼食をお済ませのうえ、公共交通機関にて会場までご移動ください。なお、キャンパス内の駐車場はご利用いただけません。
3. そ の 他 誠に恐れ入りますが、会場の座席数の都合上、ご参加は原則お一人様までとさせていただきます。なお、学生本人は本説明会にご参加いただけません。

お手数ではございますが、以下の「出欠席入力フォーム」よりご回答くださいますようお願いいたします。

「出欠席入力フォーム」のURL

<https://forms.office.com/r/kKntckDuUF>



回答の締切り

令和8年3月14日(土)

名古屋市立大学医学部事務課
(保健医療学科リハビリテーション学専攻)

TEL : 052-853-8037

Mail : rehajimu@sec.nagoya-cu.ac.jp

ご入学の皆さまへ

名古屋市立大学経済学会

名古屋市立大学経済学会入会について

合格おめでとうございます。

名古屋市立大学経済学会は、本学部教員、大学院生、学部学生からなる会員によって構成されております。機関誌『オイコノミカ』の発刊、学術講演会・研究会開催、本学会会員の学部学生・大学院生の研究活動支援等を行っていますが、これらの学会活動は、会員、学生会員からの会費によって支えられております。

名古屋市立大学経済学会の機関誌『オイコノミカ』は、経済学や経営学およびこれらに関連する諸科学の発展に寄与することを目的として、本学部創設と同時に発刊された学術研究雑誌です。『オイコノミカ』は、本学部教員を中心に執筆され、また広く一般から優秀な論文を求める等の努力が重ねられた結果、現在内外の高い評価を得るにいたっています。『オイコノミカ』はこれから経済学や経営学を勉強される皆さんに役立つものと存じます。

今回本学に入学される皆さんは、学生会員となることによって本学会の活動に貢献されることとなります。学生会員会費4年分6,000円を入学手続きの際にお納め下さるようお願い申し上げます。

※なお、お納めいただいた学生会員会費の返金はできませんので、予めご了承ください。

経済学部入学生ならびに保護者の皆様

パソコン及び通信環境の整備について

皆様、ご入学おめでとうございます。

名古屋市立大学では、大学からの連絡や資料送付、レポート提出などを、大学専用の Web システムで行うため、学生の皆様は日常的にパソコンを使用いたします。また、教育効果を高めることを目的に、多様なメディアを高度に利用するためパソコンを使用する授業もございます。

こうした状況を踏まえ経済学部では、皆様のご自宅にパソコンと通信環境をご用意いただくことを推奨しております。ご用意いただくにあたり、家計へのご負担をおかけすることと存じますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

◆これからご用意いただく方は、下記を参考にしてください。

●パソコン

持ち運び可能なノート型パソコンを推奨します。授業によっては、パソコンを使用して行うものもあり、大学にパソコンを持参いただくこととなります。また、3年生から演習（ゼミ）が始まると、大学でパソコンを使用する機会が増加します。

カメラとマイクが内蔵されているパソコンが望ましいですが、ないようであれば、必要に応じて、外付けのカメラとマイクをご準備ください。

●ソフトウェア

① OS（基本ソフトウェア）

Microsoft Windows 11（Home/Pro）もしくは、Apple macOS（アップデートが可能なもの）

② Office アプリケーション

Office（Word/Excel/PowerPoint/Outlook 等）は、入学後に大学アカウント用に配布するものを無償で個人 PC にインストールできます。事前購入は不要です。※卒業後は利用できません。

③ 推奨スペック

メインメモリ 16GB 以上、SSD 256GB 以上

※このスペックは、プログラミング演習やデータ分析などの実習において快適な動作環境を確保するために推奨するものです。これより低いスペックでも基本的な学習は可能ですが、複数のアプリケーションを同時に動かす際などにパフォーマンスが低下する可能性があります。

●通信環境

通信方式により、通信速度や通信量が異なりますが、通信速度が速い方が、「遠隔授業」を安定して受講できます。通信量は、「遠隔授業」が多い場合は、月に 50GB（あるいは、それ以上）に達することもありますので、契約の際にご注意ください。

また、学内には無線 LAN 設備がございますが、接続しにくい場所もありますのでご注意ください。

ご不明な点は、山の畑事務課 経済学部担当 まで、お問い合わせください。

電話：052-872-5702 メール：yama-economy@sec.nagoya-cu.ac.jp

新入生保護者 各位

名古屋市立大学 芸術工学部長

芸術工学部保護者説明会およびキャンパス見学のご案内

このたびはご子息、ご息女のご入学おめでとうございます。

さて、芸術工学部では保護者の皆様に本学部の概要をご理解いただくため、北千種キャンパスにて、保護者説明会およびキャンパス見学を開催いたします。

説明会では、学部スタッフより学部の特色、教育方針、就職状況等についてご説明させていただきます。予定でおりますので、ぜひご参加くださいますようお願い申し上げます。

記

保護者説明会およびキャンパス見学

- 日 時 令和8年4月6日(月) 午後1時～2時30分(終了予定)
※入学式終了後になります。
- 会 場 名古屋市立大学芸術工学部(北千種キャンパス)
大講義室 (図書館(総合情報センター北千種分館)2F)
- 注意事項 公共交通機関をご利用ください。

(お問合せ先) 名古屋市立大学芸術工学部事務課 (052) 721-1225 (直通)

入学までに準備すべき学習環境についてのご案内

合格おめでとうございます。本学部では社会の変化や教育研究環境のDX化に伴い、2023年度よりBYOD*を標準化することとしました。キャンパス内の共有施設には研究・制作に使用可能なパソコン等の機材が設置されていますが、基本的には皆さんが所有するパソコン等を使用して勉学に励んでいただきます。

4月からの授業に備えて、右下のリンク（QRコードまたはURL）に2/18（水）頃、書類を格納する予定ですのでご確認いただき準備を進めてください。

*BYOD（Bring your own device; ビーワイオーデイ）とは、学生や社会人が個人保有の機器（ノートPC等）を学校や職場に持ち込み、それを学業や業務に使用することを指します。

（芸術工学部教職員一同）

- ・ QRコード →
- ・ URL ↓



<https://tinyurl.com/5hy9jk2d>

保護者各位

名古屋市立大学データサイエンス学部長

データサイエンス学部保護者説明会のご案内

データサイエンス学部へのご入学おめでとうございます。

本学では、令和8年4月6日（月）10時より日本特殊陶業市民会館にて入学式を行います。データサイエンス学部では保護者の皆様に本学部の概要をご理解いただくため、入学式後に保護者説明会を開催いたします。

説明会では、本学部教員より学部の特色、教育方針、進路等についてご説明させていただく予定でございます。また、保護者の方からのご質問等にもお答えさせていただきます。説明会にご参加いただきますようご案内申し上げます。

つきましては、お手数をおかけしますが準備の都合上、ご出席を希望されます場合は、令和8年3月31日（火）までに、申込フォームよりお申込みくださいますようお願い申し上げます。

記

○保護者説明会

・日 時 令和8年4月6日（月） 午後1時～2時頃（予定）

・会 場 名古屋市立大学滝子（山の畑）キャンパス1号館203教室

○申込フォーム

<https://forms.office.com/r/ty0kkHjvLW?origin=IprLink>



（問合先）名古屋市立大学山の畑事務課
電話 (052)872-5885（直通）

ノート型パソコンご準備のお願いとお知らせ

1. 趣旨

名古屋市立大学データサイエンス学部では、学生が自律的に学ぶ力を育成するために各学生がノートパソコン等を持参して学ぶBYOD(Bring Your Own Devices)を推進します。これは全学的な方針でもあり、レポート、プレゼンテーション資料の作成等に加え、一部オンライン授業も実施されています。このようにパソコンを使う機会が増えている状況も踏まえ、本学部への入学に際しましては、自分専用のノート型パソコンをご準備いただきますようお願いいたします。

入学に際し、家計へのご負担をおかけすることと思っておりますが、何卒ご理解いただけますよう、お願い申し上げます。

2. ご用意いただくパソコンについて

(1)推奨仕様

1. 持ち運び可能なノート型パソコンとしてください。なお、OS(基本ソフトウェア)については、Windowsをお選びください。
2. 後述の要件に合致するノートパソコンをお持ちの場合、新たにご購入いただく必要はありません。
3. 新入生学部別ガイダンス、保護者説明会(入学式後)において、担当教員による説明を行います。

パソコンについてのご相談がございましたら、下記問い合わせ先より教員にご相談ください。なお、内容によってはすぐにご回答をお送りできない場合がありますことをご了承ください。

問合せ先: contact@ds.nagoya-cu.ac.jp

(2)パソコンを新規に購入される場合

■Windows PC の購入について

下記の仕様を満たすパソコンをご準備ください。

- ・ OS:最新OS であるWindows 11。(Home / Pro はどちらでも可。)
- ・ CPU :Intel 製 Core Ultra5以上。
- ・ メモリ:16GB 以上。
- ・ 記憶装置(ストレージ):256GB(SSD を推奨)。
- ・ ディスプレイの解析度:1,920×1,080以上。
- ・ セキュリティ対策: Windows Defender でよい。
- ・ その他:USB-C、HDMIインタフェースを備えていること。

カメラ、マイクが付いていること。

持ち運ぶことを考慮した軽量のものが望ましい。

■搭載 OS について

・Windows OS を前提とするソフトを利用する講義が多いので、BYOD 用 PC については、予めお知らせした性能を有するものを推奨している旨、ご理解ください。

・なお、Mac OS 上で、講義で使用するソフトに対応するものを自力でインストールし使用できるスキル、あるいは、同じく自力で一つのノート PC に Mac OS と Windows OS をデュアルブートとして使用できるスキルがある場合に限り、Mac OS 搭載 PC を使用されてもよいものとします。

・ただしその場合でも、EXCEL マクロ(含、分析ツールボックス、ソルバーなど)が動作しない可能性もあります。その点も御勘案ください。

(3)Office アプリケーションについて

名古屋市立大学では、マイクロソフト社との包括ライセンス契約により、在学中はOfficeアプリケーション(Microsoft Word / Excel / PowerPointなど)を無償で学生が所有するPC (Windows, macOSともに)にインストールして利用することができます。したがって、これらのアプリケーションをPCと同時に購入していただく必要はありません。(購入していただいたものを利用しても差し支えありません。)ただし、利用可能となるのは入学後となります。また、本学卒業後は使用できなくなります。

(4)すでにお持ちのパソコンを使用される場合

上記に相当する仕様を満たすパソコンをすでにお持ちの場合、新たにご購入いただく必要はありません。ご不明な点がございましたら、ご入学後に担当教員にご相談ください。

(5)大学生協でのパソコン販売について

大学生協では新入生用のパソコンを販売しています。生協では、4年間生協オリジナルサポートを受けられる保証付きのパソコンを購入することができます。学部新入生向けに名古屋市立大学生協から案内されるノートパソコンは、上記の推奨仕様を満たしたものです。内容は以下のURLから確認できます。

<https://www.univcoop-tokai.jp/ncucoop/fresh/index.html>

大学生協以外で購入していただくことも全く問題ありませんので、ご検討の上、パソコンを準備してください。

新入生の皆様に

データサイエンス学部の合格おめでとうございます。新生活に心を踊らされている時期かと思えます。新生活に向けていろいろ準備されているかと思えますが、その中で一つお願いしたいことがございます。データサイエンス学部では数学の必修講義がいくつかあります。すでに入試で数学の能力は測らせていただき、それを突破されたことで皆様の潜在能力は高いと確信しておりますが、これからも数学を学び続けるうえで、受験が終わって入学までの間も学び続けてもらいたいと考えております。以下に高校数学と大学数学の橋渡しとなる本や資料を紹介させていただいております。これらを参考にして、入学前に自己研鑽を進めてもらえればと思います。そのうえで、入学後の学びに続けていってください。

微分・積分

竹縄知之『コア・テキスト微分積分[第2版]』サイエンス社 ISBN978-4781915579

統計

村上哲哉『確率 モノグラフ 21』フォーラム A 企画 ISBN 978-4894281714

村上哲哉『統計 モノグラフ 22』フォーラム A 企画 ISBN 978-4894281851

線形代数（数学 B のベクトルの発展科目）

今回入学される方々は、旧指導要領の履修者なので、現・高等数学で学ぶ「線形代数の基礎」である「行列」の話題は学ばれていません。そこで、それを補うため、以下の文部科学省が作成した教材 PDF を参考にされることをお勧めします。

高等学校数学科教材（行列入門）PDF（文部科学省・初等中等教育局・教育課程課教育課程第二係）（令和4年8月23日）

本教材は、行列の基本的な性質を学ぶために文部科学省初等中等教育局で作成した高等学校数学科教材（行列入門）です。その意図は以下の通りです。

AI 人材育成の観点から、大学等におけるデータサイエンス教育と円滑に接続することができるよう学校設定科目等で扱うことが可能な行列の教材として本教材を作成されました。ただし、本教材は、学校設定科目等だけの使用を想定しているわけではなく、行列に興味をもつ高等学校の生徒が自学自習できるものとしても作成しておりますので、ぜひ参考にしてみてください。

https://www.mext.go.jp/content/20230828-mxt-kyoiku01_000250597_1.pdf

令和8年度入学者アンケートご協力をお願い

合格おめでとうございます。

この調査は、入学する皆さんの意見を聞き、今後の名古屋市立大学の運営をより良いものとするためのアンケートです。

是非ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、頂いた回答により回答者に不利益が生じることは一切ありません。

回答締切：令和8年3月31日（火）

以下の URL よりご回答ください。

（所要時間は5～10分程度です）

<https://forms.gle/vo9RjrKi3q9JHjtn7>



【入学者アンケートに関する問い合わせ先】

名古屋市立大学 学生課（入試）

TEL：052-853-8020

MAIL：shingaku@adm.nagoya-cu.ac.jp

保護者の皆様

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび、ご子息・ご息女が名古屋市立大学の入学試験にめでたく合格の栄冠をかちえられましたことを心からお祝い申し上げます。

さて、名古屋市立大学には、会則のとおり保護者の皆様などを会員とする後援会が結成されております。この後援会は、主として学生の福利厚生のために大学の発展に側面から協力する目的で昭和 31 年に結成されました。以来、会員のご子息、ご息女が充実した学生生活を送ることが出来るよう様々な支援事業を行っております。

今後数年間本学に教育を託される保護者の皆様におかれましても、ご入会くださるようお願い申し上げます。

なお、本会は、保護者の皆様などから入学時にお振込いただく会費により運営致しているところであります。

細則によりまして、医学部医学科及び薬学部薬学科ご入会の方は9万円（6ヶ年分）、医学部保健医療学科、薬学部生命薬科学科、経済学部、人文社会学部、芸術工学部、総合生命理学部、データサイエンス学部ご入学の方は6万円（4ヶ年分）となっております。重ねてのお願いとはなりますが、何卒本会の趣旨にご賛同いただき、入学料等とともにお振込くださいますようお願い申し上げます。

また、後援会の活動に必要な個人情報の利用につきましては、「名古屋市立大学における学生に係る個人情報の取扱いについて」に利用目的及び利用情報をまとめておりますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

謹 白

名古屋市立大学後援会

会長 村井 清

後援会による学生に対する各種支援事業

課外活動に対する支援

■大学祭・クラブ活動等に対する助成

… 大学祭や、クラブ・同好会などの課外活動団体に対する助成を行っています。令和6年度は43件のクラブ・同好会に助成しました。

■ゼミ合宿、クラブ合宿等における宿泊施設利用補助

… 学習、研究、課外活動のために提携施設を利用した際、宿泊代金の一部を助成しています。令和6年度は延べ138名に助成しました。

学生に対する福利厚生事業

■成績優秀者表彰

… 大学が実施する、優秀な成績を修めた学生に対する表彰「瑞秀賞」に併せて、後援会から記念品を贈呈しています。

■徳川美術館・名古屋市美術館・名古屋市博物館*の入館補助

… 入館時に学生証を提示することで年間何度でも無料入館することができます。令和6年度は延べ約1442名の学生が利用するなど、多くの学生に教養を身に着ける機会を提供しています。

※休館中。令和8年度リニューアルオープン予定。

就職支援・キャリア形成事業への支援

■各種資格試験受験費用助成

… TOEICを始めとする各種資格の合格者に対して、受験料の全額を助成しています。令和6年度は延べ257名に助成しました。

■業界研究など就職・キャリアに関するガイダンス開催

… 社会人としての将来像を描けるようなガイダンスに対する支援等を行っています。

国際交流活動への支援

■交換留学等に対する助成

… 本学と国際交流協定を締結している大学に留学等をする学生に対して、航空運賃の助成を行っています。

教育環境整備への支援

課外活動施設である学生会館や運動施設を中心に、学生が課外活動に使用する施設の修繕を実施しています。令和6年度は、滝子キャンパスの中庭グラウンド防球ネット設置、学生会館和室の畳替、卓球場・武道場へのスポットエアコン設置等を行いました。

名古屋市立大学後援会会則

第1条 本会は、名古屋市立大学後援会と称する。

第2条 本会の事務所は、大学内に置く。

第3条 本会は、大学の整備拡充、学術研究等大学の充実のために必要な協力を与えることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 大学施設の整備に対する援助
- (2) 学術研究に対する援助
- (3) 教職員及び学生の福利厚生に対する援助
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 在学生(学部生に限る。)の保護者又は保証人で本会の趣旨に賛同する者
- (2) 卒業生で本会の趣旨に賛同する者
- (3) 本会の趣旨に賛同する個人又は法人

第6条 本会に次の役職者を置く。

会長	1名
副会長	若干名
理事	若干名
会計	1名
監事	3名

第7条 会長、副会長は、理事会の推薦に基づき、総会で選任する。

2 理事は、会員のうちから前項により選任された会長が、総会の議を経て委嘱する。

3 前項の理事には、各学年に属する会員のうちから1名以上を含むものとする。

4 会計は理事のうちから、会長が委嘱する。

5 監事は、会員のうちから総会の議に基づき会長が委嘱する。

第8条 役員任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

第9条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

3 会計は、会計事務を司り、監事は、会計事務を監査する。

第10条 第6条に定める役員の外必要があると認めるときは、顧問を置くことができる。

2 顧問は、総会の議を経て会長が委嘱し、会長の諮問に応ずるものとする。

第 11 条 本会の会議は、総会、理事会及び役員会とし、会長がこれを招集する。

ただし、時宜により書面を以って会議に代えることができる。

2 会議の議長は、会長がこれに任ずる。

第 12 条 総会は、毎年年度始めにこれを開催し、会務の報告、予算及び決算、会則の変更その他重要事項を審議決定する。

2 会長が必要あると認める時は、臨時総会を開催することができる。

第 13 条 理事会は、会長、副会長、会計及び理事をもって構成し、事業計画、細則の変更その他会務の運営について必要な事項を審議する。

第 14 条 役員会は、会長、副会長、会計及び監事をもって構成し、必要と認める事項を協議する。

第 15 条 会長の命を受けて本会の事務を処理するために、書記を置く。

第 16 条 本会に必要な経費は、会費及び寄附金又はその他の収入をもって充てる。

第 17 条 会員は、会費を負担するものとし、金額及び徴収方法は別に定めるところによる。ただし、第 5 条第 2 号の会員は会費を徴収しないものとする。

第 18 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終る。

附 則

この会則は、昭和 31 年 3 月 3 日から施行する。

附 則

この会則は、昭和 38 年 1 月 5 日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成 7 年 6 月 12 日から施行する。

2 この会則による改正後の名古屋市立大学後援会会則（以下「改正後会則」という。） 第 7 条第 2 項の規定は、平成 7 年度以後に委嘱する理事に適用し、平成 6 年度以前に委嘱した理事については、なお従前の例による。

3 改正后会則第 3 条の規定は、平成 8 年度から適用する。

附 則

この会則は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 5 年 6 月 28 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 6 年 7 月 12 日から施行する。

名古屋市立大学後援会会則細則

第1条 名古屋市立大学後援会会則（以下「会則」という。）第17条に規定する会費の額は、次のとおりとする。

- (1) 会則第5条第1号の会員は、1学年につき15,000円とする。
- (2) 会則第5条第3号の個人会員は1年につき2,000円、法人会員は1年につき10,000円とする。

第2条 会費の徴収方法は、次のとおりとする。

- (1) 会則第5条第1号の会員は、入学手続き時に、学部ごとに定められた修業年限に15,000円を乗じて得た額を、本会事務所へ納入するものとする。
- (2) 前号の規程にかかわらず、薬学部生命薬科学科から薬学部薬学科に転学科した在學生に係る会則第5条第1号の会員は、転学科時に、30,000円を本会事務所へ納入するものとする。
- (3) 会則第5条第3号の会員は、毎年度当初に本会事務所へ納入するものとする。

第3条 会費は、納入後にあっては、これを返還しないものとする。

第4条 会則第4条の事業のうち学生個人への補助事業の対象となる学生の保護者等は、会費を納入していることとする。

第5条 この細則の実施に関し必要な事項は、役員会の議を経て、会長が定めることができる。

附 則

この細則は、昭和31年3月3日から施行する。

附 則

この細則は、昭和36年2月15日から施行する。

附 則

この細則は、昭和38年1月5日から施行する。

附 則

この細則は、昭和38年8月14日から施行する。

附 則

この細則は、昭和39年3月25日から施行する。

附 則

この細則は、昭和43年5月31日から施行する。

附 則

この細則は、昭和51年1月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和53年5月12日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成7年6月12日から施行する。

2 この細則による改正後の名古屋市立大学後援会会則細則の規定は、平成8年度以後に入学する学生に適用し、平成7年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

1 この細則は、平成21年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この細則による改正後の名古屋市立大学後援会会則細則第2条第2号の規程は、施行日以降に転学科する学生に適用する。

附 則

この細則は、令和6年7月12日から施行する。

ご入学された皆さまへ

名古屋市立大学交流会ご入会について

ご入学おめでとうございます。心よりお慶び申し上げます。

名古屋市立大学交流会は、名古屋市立大学の学生、同窓生ならびに教職員等が全学的に集う組織です。名古屋市立大学のさらなる発展と社会への貢献を図るとともに、会員相互の交流や親睦を目的としております。

ご入学された皆さまやご家族から、「誇りに思い、愛される名市大」となるよう、明るい未来に向かって歩んでまいりたいと存じます。皆さまの温かいご理解とご支援を賜りますよう謹んでお願い申し上げます。つきましては、下記によりご入会手続きのほどお願い申し上げます。

末筆ではございますが、皆さまのご健康とご多幸を心よりお祈り申し上げます。

名古屋市立大学交流会
会長 津田 喬子

記

1. 申込方法 入会金を入学料等とともに、入学時納付金振込依頼書にてお振込みください。
2. 入 会 金 5,000 円
3. その他 (1) 交流会の活動に必要となる個人情報の利用につきましては、「名古屋市立大学における学生に係る個人情報の取扱いについて」に利用目的及び利用情報をまとめておりますので、あらかじめご了承くださいませようようお願い申し上げます。
(2) 会員情報は、業務委託先（DM 発送業者など）以外の第三者に提供することはありません。
(3) 名古屋市立大学交流会では、会員名簿を発行することはございません。（交流会を名乗った名簿発行の勧誘にご注意ください。）

以上

【問合せ先】

名古屋市立大学交流会事務局

TEL : 052-853-8005 FAX : 052-841-6201

E-mail : koryukai@sec.nagoya-cu.ac.jp

URL : <https://www.koryukai.jp>

名古屋市立大学交流会会則

(目的)

第1条 この会は、名古屋市立大学の同窓生、学生及び教職員等が全学的に集う組織として、名古屋市立大学の発展と社会への貢献を図るとともに会員相互の交流、親睦等を目的とする。

(名称)

第2条 この会の名称は、名古屋市立大学交流会（以下「本会」という。）とする。

(事務局)

第3条 本会は、事務局を名古屋市立大学内に置く。

(会員)

第4条 本会は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 名古屋市立大学・同大学大学院、名古屋市立保育短期大学、名古屋市立女子短期大学及び名古屋市立中央看護専門学校(以下「市立大学」という。)の卒業生、修了生その他市立大学に在籍したことのある者
- (2) 市立大学の学生
- (3) 市立大学（名古屋市立大学医学部附属病院を含む。以下同じ。）に勤務している者及び勤務したことのある者
- (4) 市立大学とゆかりのある者又は団体で、会長が必要と認めた者
- (5) その他本会の趣旨に賛同する者又は団体で、会長が必要と認めた者

(役員)

第5条 本会に、役員として、会長1名、副会長若干名及び理事を置く。

- 2 会長は、会員の中から理事会の推薦を受けた者を、総会において選出する。
- 3 副会長は、役員の内選により定める
- 4 理事は、別表に掲げる者及び会長が指名する者とする。

(監事)

第6条 本会に、監事若干名を置く。

- 2 監事は、理事会の同意を得て、会長が選任する。

(役員等の職務)

第7条 会長は、本会を代表し、その会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会務の執行を総括する。会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 理事は、会務の執行を担当する。

4 監事は、本会の会計を監査する。

(任期)

第8条 会長及び副会長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、副会長の任期の末日は、会長の任期の末日以前でなければならない。

2 理事の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 監事の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、監事の任期の末日は、会長の任期の末日以前でなければならない。

4 役員及び監事（以下、この条において「役員等」という）は任期満了の後、後任の役員等が選任されるまでの間、なおその職務を行なうものとする。

5 補欠により選任された役員等の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 会議は、総会、理事会とする。

2 総会は、原則毎年1回、開催する。

(1) 総会は会長、副会長、理事及び第4条に掲げる会員をもって組織し、会長が招集する。

(2) 総会の議長は、会長をもって充てる。

(3) 総会は、次に掲げる事項を議決する。

ア 本会の運営に関する重要事項

イ 会則の改廃に関する事項

ウ 事業計画及び事業報告に関する事項

エ 予算及び決算に関する事項

オ その他会長が諮問する事項

(4) 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

3 理事会は、会長、副会長及び理事をもって組織し、会長が招集する。ただし、時宜により書面を以って理事会に代えることができる。

- (1) 理事会は本会の運営に必要な事項を審議する。
 - (2) 理事会は、役員のうち2分の1以上の出席がなければ開会することができない。なお、別表に掲げる理事がやむを得ない理由により出席できないときは、当該理事が所属する同窓会の者を代理人として出席させることができる。
- 4 前2項にかかわらず、災害、その他やむを得ない理由により総会及び理事会の開催が困難な場合は、会長が議事を決することができる。

(事業)

第10条 本会は第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 市立大学及び市立大学の学生への支援、連携及び協力
- (2) 懇親会、講演会等の開催等、会員相互の交流及び親睦の推進
- (3) 会員への名古屋市立大学の情報提供
- (4) 市立大学の各同窓会との連携及び協力
- (5) その他本会の目的に沿った事業活動

(経費)

第11条 本会の運営に必要な経費は、入会金、賛助会費、寄附金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第13条 本会の運営に関し必要な事項は、この会則に定めるもののほか、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成25年3月21日から実施する。

附 則

この会則は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この会則は、平成29年2月4日から実施する。

附 則

この会則は、平成30年2月11日から実施する。

附 則

この会則は、令和4年2月19日から実施する。

附 則

この会則は、令和5年2月18日から実施する。

附 則

この会則は、令和7年4月1日から実施する。

別表（第5条第4項関係）

瑞友会 会長
薬友会 会長
瑞山会 会長
剣陵会 会長
瑞桜会 会長
萱光会 会長
看桜会 会長
瑞滝会 会長
同窓会さわらび 会長
ひさぎ会 代表
しらゆり会 会長

学友会からのお知らせ

新入生ならびに保護者の皆様、ご入学おめでとうございます。

学友会は正式名を名古屋市立大学学友会と称し、学生の総意を大学の運営に反映するための公的な学生の意思代表機関です。当大学では学生全員が会員であり、一人一人が大学の自治の担い手となっています。

毎年、卒業までの大学生活を快適なものにするため、新入生の方全員に学友会の会員となっただき、入学時に学友会費を納めていただいています。学友会費は、大学祭、自治活動やクラブ活動など、学生生活における様々な活動に割り当てられます。金額は、入会金 2,000円、年会費 1,500円(学友会規約による)で、卒業までの会費を入学料等とともに一括して納めていただきます。学友会の規約は、大学ホームページの [教育・学生生活 > 諸手続きのご案内 > 学生生活に関わる各種規程](http://www.nagoya-cu.ac.jp/education/procedures/rules/index.html)(<http://www.nagoya-cu.ac.jp/education/procedures/rules/index.html>)に掲載しています。

学部によって金額は異なり、以下のようになります。

医学部(医学科)・薬学部(薬学科)	計 11,000円
医学部(保健医療学科)・薬学部(生命薬科学科)・経済学部・ 人文社会学部・芸術工学部・総合生命理学部・データサイエンス学部	計 8,000円

なお、納めていただいた学友会費の返金はできませんので、予めご了承ください。新入生ならびに保護者の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

◆学外諸団体にご注意ください！

入学手続き、入学式当日および新入生歓迎祭期間中には、大学周辺に勧誘や街頭アンケートが多く出没します。このような人たちに名前や住所、電話番号を教えると、後々まで付きまとわれ、下宿生の場合は下宿にまで押しかけてくることもあります。このような団体については、当方も十分に気を付けていますが、新入生ならびに保護者の方々も常に注意されますようお願いいたします。

◆新入生歓迎祭にぜひご参加ください！

例年、新入生の皆様を歓迎するために、新2年生が新入生歓迎行事をいろいろと企画しています。数年前には新型コロナウイルス感染症の流行もありましたが、今では以前の活気を取り戻しました。授業や課外活動などについて先輩に相談したり、友だちをつくったりする場を設け、みなさんが大学生活をスタートするためのお手伝いをします。ぜひご参加ください。

名古屋市立大学学友会
会長 磯貝 知生

令和8年度医学部入学者様ならびに保護者様
公益財団法人「不老会」ご支援のお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私達公益財団法人不老会は、自らの遺体を無条件・無報酬で提供し、医学医療の発展と良医の育成を目指す医学教育に貢献したいと心から願う者たちの集まりです。

これまでに献体を志し、その願いを達成した会員は既に1万2千名を超え、県内の医学・歯学関係五大学において確実にその役目を果たして参りました。

貴方様におかれましてはご高承のこととは存じますが、私ども不老会の存在意義を今一度ご理解賜り、未来に向けての献体運動が末永く続けていけますよう特段のご支援を戴きたくお願い申し上げます次第であります。

なお不老会の詳細なご案内は不老会のホームページ(<http://furo-kai.or.jp>)をご参照頂くか、事務局(052-203-4580)までお問い合わせ頂ければ幸いです。

敬具

公益財団法人不老会理事長 久野 格彦
同 名古屋市立大学部会長 鈴木 慎吾

令和8年度医学部入学者様ならびに保護者様 公益財団法人「不老会」の特別賛助会費納入のお願い

医学部において、解剖学は基礎医学の中でも極めて重要な学科目の一つです。医学の基礎はまず人体の構造と機能を知ることですが、人体の構造を知るためには実習の対象である「解剖遺体」が不可欠です。公益財団法人不老会は創立以来医学教育に必須の解剖遺体のお世話に当たってこられました。現在不老会では県内全ての医科歯科系大学に御献体いただいております、私ども名古屋市立大学におきましても解剖学教育のための御遺体は全て不老会よりお世話いただいております。

不老会は「寸償を求めず」をスローガンとし、純粋な奉仕の精神で献体運動に邁進されてこられました。その運営には多大な経費を要します。「不老会」創立以来医学関係諸賢より運営の支援をいただいておりますが、ご子弟のご入学に際しましてぜひとも特別賛助会員としてご支援を賜りたくお願い申し上げます。

なお医学部在学中の会費として入学年度に一括して5口(1口1万円)の納入をお願いしておりますのでよろしくお願いたします。

名古屋市立大学医学部長・医学研究科長	片岡	洋望
同大学院医学研究科統合解剖学教授	植木	孝俊
同大学院医学研究科機能組織学教授	鵜川	眞也

医学部医学科入学者の皆様 医学部同窓会入会のご案内

一般社団法人 名古屋市立大学医学部同窓会(瑞友会)

会長 松本 隆

入学おめでとうございます。

名古屋市立大学医学部は、1943(昭和18)年創立の名古屋市立女子医学専門学校を起源とし、数多くの優秀な医師・研究者を輩出して参りました。このたび医学部に入学された皆様にはこの伝統を受け継ぎ、勉学に励まれ、クラブ活動等で身体や精神を鍛え、心身ともに立派な医師として育っていただきたく、同窓生一同心より願っているところです。

さて、名古屋市立大学医学部同窓会は1968(昭和43)年に発足し、会員相互の親睦をはかり、名古屋市立大学大学院医学研究科・医学部の発展に尽くすことを目的として作られた組織で、2025(令和7)年10月時点の会員総数は5462名です。

本会の行っている主な事業としては、1)会報(年3回)及び会員名簿(4年毎)の発行、2)毎年の講演会および周年事業・周年イベントの開催、3)瑞友会賞の贈呈による研究・診療の活性化、4)臨床実習開始時の学生への白衣贈呈、5)川澄祭、西日本医学生体育大会、蝶ヶ岳ボランティア診療班など学生生活動への援助、6)クラス会開催の支援、7)勤務医師賠償責任保険代理店業務、8)各教室への主催学会の援助などがあり、また、包括連携協定を締結している時事通信社との共同事業など、今後も新規事業を展開する予定です。

医学部に入学された皆様には、学生会員として名古屋市立大学医学部同窓会(瑞友会)に入会していただいています。入学時には、入会金10万円(一部を在学中の会費に充当)を一括してお支払い頂くことになっています。

誠に恐れ入りますが、入学時納付金振込依頼書にて入学料と共にお振込いただく様をお願い申し上げます。

令和8年 春

問い合わせ連絡先

一般社団法人 名古屋市立大学医学部同窓会(瑞友会)

TEL 052-853-8084

MAIL info@zuiyukai.com

一般社団法人 名古屋市立大学医学部同窓会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 名古屋市立大学医学部同窓会と称する。

2 この法人の通称を瑞友会とする。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄1番地に置く。

(目的)

第3条 この法人は、会員相互の扶助、親睦、連携を深め、もって名古屋市立大学大学院医学研究科・医学部医学科の発展に寄与するとし、もって、医学・医療の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員間の相互扶助、親睦、連携を図るための事業
- (2) 会報および会員名簿発行等の事業
- (3) 顕彰事業
- (4) 医学教育、医学研究、大学関連行事等への支援・助成事業
- (5) 損害保険代理店業及び生命保険の募集に関する業務
- (6) 上記各号の事業の他、この法人の目的を達成するために必要と認められる事業

第2章 会 員

(会員の資格)

第5条 この法人の会員の資格は以下のとおりとする。

(1) 正会員

イ、名古屋市立女子医学専門学校、名古屋市立大学医学部（旧制）、および名古屋市立大学医学部医学科（新制）の卒業生

ロ、名古屋市立大学大学院医学研究科在籍者またはその籍にあった者でこの法人の目的に賛同する者

ハ、名古屋市立大学医学部医学科に在籍していた者でこの法人の目的に賛同する者

(2) 学生会員 名古屋市立大学医学部医学科学生

(3) 特別名誉会員 この法人に特に功労があり、第5章第27条第2項に定める会長が推挙し、第4章で定める代議員会で承認された者。

2 この法人に、第3章の規定に基づき、正会員または学生会員の中から選任された代議員を

置き、代議員をもって一般社団法人および一般財団法人に関する法律（以下「法人法」とする。）上の社員とする。

（名誉会長等）

第6条 この法人には名誉会長を置くことができる。名誉会長は、名古屋市立大学の学長とし、理事会においてこれを推挙する。

2 正会員のうち、卒業後51年以上の者、または年齢75歳以上の者を名誉会員と称する。

（正会員及び学生会員の権利）

第7条 正会員および学生会員は、第3章に定める代議員選挙の選挙権および被選挙権を有するほか、法人法に規定された次に掲げる権利を代議員と同様に当法人に対して行使することができる。なお、正会員のうち75歳以上の者（名誉会員）は、第3章に定める代議員選挙の被選挙権を有しない。

- （1）一般法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- （2）一般法人法第32条第2項の権利（会員名簿の閲覧）
- （3）一般法人法第50条第6項の権利（代議員の代理権証明書等の閲覧）
- （4）一般法人法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
- （5）一般法人法第57条第4項の権利（代議員会議事録の閲覧等）
- （6）一般法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- （7）一般法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- （8）一般法人法第246条第3項、第250条第3項および第256条第3項の権利（合併契約書の閲覧等）

（入会等）

第8条 正会員および学生会員となるには、この法人所定の入会申込書により入会の申し込みをし、理事会の承認を得なければならない。

- 2 この法人の正会員及び学生会員は、代議員会において別に定める会費規定による会費を支払わなければならない。
- 3 一旦納付された会費は、いかなる事由に依るも返却しない。

（退会）

第9条 この法人の会員は次の事由によって退会する。

- （1） 会員資格の喪失
 - （2） 会員本人の退会の申し出
 - （3） 死亡、失踪宣告
- 2 この法人の会員が退会しようとするときは、理由を付して会長に退会届を文書により提出しなければならない。
- 3 正会員は、第8条の会費を5年間継続して納めない場合は、その資格を喪失する。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、代議員会の決議により除名することができる。

- (1) 法人の名誉を毀損し、またはこの定款その他の規則に違反したとき。
- (2) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 会員を除名しようとする時は、その会員に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 会員の除名決議が成立したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

第3章 代議員および予備代議員

(代議員)

第11条 この法人に次の代議員を置き、次条以下の規定により、正会員、学生会員から選出される代議員をもって法人法上の社員とする。

- (1) 第5条(1)イに相当する正会員により、卒業後50年までの各卒業年次ごとに選出された者
- (2) 第5条(1)ロ及びハに該当する正会員により選出された者
- (3) 第5条(2)に該当する学生会員により学年ごとに選出された者
- (4) (1)(2)または(3)とは別に各支部に属する正会員により選出された者

(代議員の選出)

第12条 代議員は選挙により選出する。代議員の選挙を行うために必要な細則は、理事会がこれを定める。

- (1) 第11条(1)の代議員数は、卒業年次ごとに1名とする
- (2) 第11条(2)の代議員数は、概ね80名の中から1名とする
- (3) 第11条(3)の代議員数は、各学年に1名とする
- (4) 第11条(4)の代議員数は、各支部別に1名とする

(代議員の任期)

第13条 代議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 代議員は任期満了後でも、後任者が就任するまでは、その職務を行う。
- 3 前項の規定に係らず、代議員が代議員会決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴えまたは理事もしくは監事の解任の訴え(一般法人法第266条第1項、第268条、第278条または第284条)を提起している場合(一般法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は代議員たる地位を失わない。この場合において、当該代議員は、理事および監事(以下「役員」という。)の選任および解任(一般法人法第63条および第70条)ならびに定款変更(一般法人法第146条)についての議決権を有しないこととする。
- 4 代議員は、当法人の役員を兼務することはできない。

(予備代議員)

第14条 代議員が欠けた場合または代議員の員数を欠くこととなるときに備えて、あらかじめ補欠の代議員（以下、「予備代議員」という。）を選出することができる。予備代議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

- 2 予備代議員を予選する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が予備代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人または2人以上の特定の代議員の予備代議員として選出するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選出した場合にあつては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の予備代議員を選出するときは、当該予備代議員相互間の優先順位
- 3 第1項の予備代議員の予選に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結の時までとする。

第4章 代議員会

(構成)

第15条 代議員会は、すべての代議員をもって構成する。

- 2 前項の代議員会をもって、法人法上の社員総会とする。

(開催)

第16条 代議員会は、定時代議員会を毎事業年度終了後3か月以内に開催する他、必要がある場合に臨時代議員会を開催する。

- 2 代議員会および臨時代議員会は代議員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(招集)

第17条 代議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順位により、副会長が理事会を招集する。

- 2 次に掲げる場合には、会長は臨時代議員会を招集しなければならない。
 - (1) 総代議員の議決権の10分の1以上の議決権を有する代議員が必要と認めたとき。
 - (2) 理事会が招集を決議したとき。
- 3 会長は、前項に規定による請求があつたときは、4週間以内に代議員会を招集しなければならない。
- 4 代議員会を招集するときは、総代議員に対し、会議の日時、場所、目的および議題その他法務省令で定める事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

(代議員会の議長及び副議長の選定)

第18条 代議員会に、議長1名、副議長1名を置く。

2 議長及び副議長は、代議員会において、出席した代議員の中から選定する。

(代議員会の任務)

第19条 定時代議員会では、次の事項について審議、議決する。

- (1) 事業報告および決算に関する事項
- (2) 事業計画および予算に関する事項
- (3) 役員に関する事項
- (4) その他理事会で必要と認めた事項

(議決権)

第20条 代議員会における議決権は、1代議員につき1個とする。

(決議の方法)

第21条 代議員会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の議決は総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う。
 - (1) 代議員および会員の除名
 - (2) 理事の解任
 - (3) 監事の解任
 - (4) 定款の変更
 - (5) 解散
 - (6) その他法令で定められた事項
- 3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(代議員会への出席発言)

第22条 役員は、代議員会に出席して、発言することができる。代議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

2 正会員は、議長の許可を得て代議員会に出席し、発言することができるが、議決権はない。

(議決権の代理行使)

第23条 代議員は次に掲げるものを代理人として、議決権を行使することが出来る。ただし、この場合には、代議員会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

- (1) 支部選出代議員の場合は、当該代議員が所属する支部の正会員
- (2) 卒業年度別選出代議員の場合は、同じ卒業年度の正会員

- (3) 第11条(2)により選出された代議員の場合は、第5条(1)ロまたはハの正会員
- (4) 第11条(3)により選出された代議員の場合は、同じ学年の学生会員

(書面による議決権の行使)

- 第24条 代議員会に出席できない代議員は、予め通知された事項について書面をもって議決することができる。
- 2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した代議員の議決権数に算入する。

(代議員会の決議の省略)

- 第25条 理事又は代議員が代議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき代議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の代議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第26条 代議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 前項の議事録には、議長および代議員会において選任された議事録署名人2名が、記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

- 第27条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 20名以上30名以内で、正会員から選任する。
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を会長とし、3名以上5名以内を副会長とし、若干名(7名以内)を常務理事とする。
 - 3 会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、常務理事をもって業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第28条 理事および監事は、代議員会の議決によって選任する。
- 2 会長、副会長および常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 監事はこの法人またはその子法人の理事または使用人を兼ねることができない。
 - 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者または3親等内の親族(その他当該理事と政令で定める特別な関係があるものを含む。)である理事の数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(役員職務および権限)

- 第29条 理事は、理事会を構成し法令および定款で定めるところにより職務を執行する。
- 2 会長は、法令および定款で定めるところによりこの法人を代表し、業務を総理する。

- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 常務理事は、理事会の定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務および権限)

第30条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況を調査することができる。

(顧問)

第31条 この法人に任意の機関として、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、次の職務を行う。
 - (1) 会長の諮問に応じること
 - (2) 会長が必要と認めた場合は理事会に出席し、参考意見を述べること
- 3 顧問は歴代の同窓会会長経験者、この法人の会長経験者の中から会長が選任し、理事会において決議する。
- 4 顧問の任期は、選任当時の会長の在任期間とする。
- 5 顧問の解任は理事会において決議する。

(役員任期)

第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結までの時とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 4 理事または監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(会長の任期の制限)

第33条 会長の任期は、理事の任期3期または選任後6年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結の時を超えないものとする。

(役員解任)

第34条 理事および監事は、代議員会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第35条 この法人の役員は、無報酬とする。

第6章 理事会

(理事会の設置)

第36条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって組織する。

(権限)

第37条 理事会は、法令または別に本定款で定めるものの他、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、常務理事の選定および解任

(開催)

第38条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。なお、理事会は理事総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

- 2 通常理事会は、毎年3回、定期に開催する。
- 3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 法令または別に本定款で定めるものの他、会長以外の3名以上の理事から、会議の目的である事項および招集の理由を示して招集の請求があったとき。

(招集)

第39条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順位により、他の理事が理事会を招集する。

(議長)

第40条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第41条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、出席した会長および監事が記名押印する。ただし、会長が欠席の場合は、

出席した理事および監事の全員がこれに記名押印する。

(委員会)

第43条 第4条に定める事業を円滑に遂行するため、理事会のもとに次の委員会を置くことができる。

(1) 運営委員会

- イ 会長、副会長および各委員会委員長で構成する。
- ロ 会務全般にわたり円滑に遂行できるように調整を図る。

(2) 総務委員会

- イ 総会、理事会に関する事項
- ロ 役員選任に関する事項
- ハ その他一般会務に関する事項

(3) 情報委員会

- イ 会報の編集、発行に関する事項
- ロ 会員の連絡、異動調査に関する事項
- ハ 会員管理および会員名簿に関する事項

(4) 事業委員会

- イ 各種事業の企画、立案、実行に関する事項
- ロ 資産管理に関する事項

(5) 顕彰委員会

会員の顕彰に関する事項

(6) その他の委員会

会長は必要に応じて、他の委員会を置くことができる。

- 2 各委員会の委員長は会長が指名するものとする。
- 3 各委員会は、会長の委嘱により委員長が招集する。
- 4 各委員会の委員長は、理事会の決議を経て正会員および学生会員の中から委員を選任することができる。

第7章 支部

第44条 この法人は、必要に応じて各地区に支部を置くことができる。

- 2 支部の設置は理事会の承認を必要とする。
- 3 支部は支部長を選任する。
- 4 支部運営は支部長があたる。
- 5 支部の運営補助金を各支部に毎年給付するものとする。

第8章 資産および会計

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる年1期とする。

(基金)

第46条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、この法人が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続については、一般法人法第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

(事業計画および収支予算)

第47条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類に際しては、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告および決算)

第48条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表および損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時代議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款および代議員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事および監事の名簿

(剰余金)

第49条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第50条 この定款は、代議員会の決議によって変更することができる。

(解散)

第51条 この法人は、代議員会の決議その他法令で定められた事由により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、代議員会の決議を経て、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告方法)

第53条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 この法人の公告は、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事情が生じた場合には、官報に掲載してする。

第11章 事務局

(事務局)

第54条 この法人に、事務局を置く。

- 2 事務局には、理事会の決議により事務職員を置くことができ、事務職員は会計および会務を補佐する。
- 3 事務局を運用するために、細則を設けることができる。細則は理事会の議決により、会長が定める。

第12章 補則

第55条 この定款に定めるものの他、この法人の運営に関する事項は、理事会の議決により、会長が別に定める。

- 2 この定款を運用するために、細則を設けることができる。細則は理事会の議決により、会長が定める。

附則

1. この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。
2. この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から平成27年3月31日までとする。

[附則]

令和5年1月20日変更

令和6年5月11日変更

医学部医学科入学者の皆様

一般社団法人 名古屋市立大学医学部同窓会（瑞友会）

会長 松本 隆

個人情報提供のお願い

名古屋市立大学医学部同窓会（瑞友会）では、会報の発送や同窓会名簿発行等のために入学者の皆様の住所等の情報が必要となります。同窓会のスムーズな運営のため、入学者の皆様におかれましては、その趣旨をご理解いただき、大学に提供していただいた個人情報を同窓会活動のためにも利用することをご承認下さい。なお、これは任意ですので、もし許可できない場合は下記同窓会事務までお知らせ下さい。

〒467-8601

名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄 1 番地

一般社団法人名古屋市立大学医学部同窓会（瑞友会）

TEL 052-853-8084

FAX 052-842-7361

MAIL info@zuiyukai.com

医学部保健医療学科看護学専攻入学者の皆様

看桜会
会長 平岡翠

名古屋市立大学医学部保健医療学科看護学専攻同窓会（看桜会）

入会のご案内

ご入学おめでとうございます。

名古屋市立大学医学部保健医療学科看護学専攻同窓会（看桜会）は、看護学部の前身である名古屋市立大学看護学校卒業生 1,018 名と名古屋市立大学看護短期大学部卒業生 1,068 名、そして名古屋市立大学看護学部卒業生 1,823 名および同看護学部・医学部保健医療学科看護学専攻の学生会員 438 名からなる総勢 4,347 名（令和 7 年 12 月現在）の伝統と信頼に足る支援組織です。

毎年、名古屋市立大学医学部保健医療学科看護学専攻の新入生の皆様を本同窓会の学生会員としてお迎えし、会員相互の親睦を図り、看護の向上と発展に寄与することを目的に、総会ならびに親睦会の開催、会員名簿の作成、備品の寄贈など、同窓会会員の皆様と共に活動をしています。

同窓会は母校での学びをもとに、これまでに培った看護力やネットワークを活かし、健康で生き生きとした社会と組織を目指し活躍をしてまいります。

皆様方にもご入学と同時に名古屋市立大学医学部保健医療学科看護学専攻同窓会（看桜会）の学生会員として入会していただきたく、お手数ながら下記により入会の手続きをお願い申し上げます。

なお、入会金は卒業時、自動的に同窓会終身会費として充当されます。

記

1. 申し込み 入会金は、入学時入学料等とともに納付金振込依頼書にて振り込んでください。
2. 入会金 8,000 円

名古屋市立大学医学部保健医療学科看護学専攻同窓会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は、名古屋市立大学医学部保健医療学科看護学専攻同窓会と称する。
1. この会の通称を看桜会とする。
- 第2条 本会の事務所は、名古屋市立大学医学部保健医療学科看護学専攻に置く。
- 第3条 本会は 会員相互の親睦を図り、看護の向上と発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。
- (1) 親睦会の開催等、会員の親睦を深める事業
 - (2) 名古屋市立大学医学部保健医療学科看護学専攻、学生会員への支援
 - (3) 会員名簿の管理
 - (4) その他本会の目的達成に必要な事業

第2章 会 員

- 第5条 本会は、次の会員を持って組織する。
- (1) 正 会 員 名古屋市立大学医学部保健医療学科看護学専攻の卒業生
名古屋市立大学看護学部の卒業生
名古屋市立大学看護短期大学部の卒業生
名古屋市立大学看護学校の卒業生
 - (2) 学生会員 名古屋市立大学医学部保健医療学科看護学専攻の在学学生
 - (3) 特別会員 名古屋市立大学医学部保健医療学科看護学専攻の教員並びに旧教員
 - (4) 本会には、名誉会員を置くことができる。

第3章 役 員

- 第6条 本会に、次の役員を置く。
- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 3名（看護学部1名、看護短期大学部1名、看護学校1名）
 - (3) 理 事 6名 以上
 - (4) 監 事 2名
 - (5) 代議員 各クラス1名
2. 会長、副会長は、正会員の中から選出する。
 3. 理事および監事は、正会員の中から代議員会において選出する。
 - (1) 理事等、必要と認めた者を理事会で推薦し、代議員会において承認を得る
 4. 代議員は、卒業年次ごとの互選による。
- 第7条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。欠員を生じた場合は、補欠役員選任その任期は前任者の任期期間とする。
- 第8条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
1. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、その職務を代行する。
 2. 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
 3. 監事は、本会の会計を監査する。
 4. 代議員は、代議員会を構成し、重要事項の評議に参加する。
- 第9条 本会に任意の機関として、顧問若干名と名誉顧問を置くことができる。
1. 顧問は、会長の諮問に応じ、会長が必要と認めた場合は理事会に出席し、参考意見を述べる。
 2. 顧問は歴代の同窓会会長経験者から会長が選任し、理事会において決議する。
 3. 名誉顧問は、歴代の顧問経験者の中から会長が選任し、理事会において決議する。

第4章 会議

第10条 会議は、総会、代議員会および理事会とし、総会は通常総会および臨時総会とする。

第11条 通常総会は毎年1回開催し、次の事項について議決する。

- (1) 会則の変更、改正
- (2) 決算および予算
- (3) 役員選挙
- (4) その他本会の運営に関する重要な事項。

2. 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、または代議員の3分の1以上の要請があったときに開催する。

3. 理事会は、次の事項を議決する。ただし、特に必要認めるときは、代議員会の意見を聞くものとする。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他会務の執行に関すること

第12条 会議は会長が招集する。

第13条 総会の議長は、その都度、出席会員の中から選出する。

第14条 総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5章 会計

第15条 本会の経費は、入会金、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

第16条 会員は、別に定めるところにより、会費等を納入しなければならない。

第17条 本会の会計年は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第6章 雑則

第18条 この会則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

細則

- 1 会費は、入会金として8,000円を徴収し、終身会費とし、その他必要の都度、臨時会費として徴収する。ただし、平成27年度4月1日より実施する。
- 2 総会に関する会費の運用について定める。
 - 1) 講師に関して必要な事項を定める。
 - (1) 謝礼・講師料は以下を基本とする。

会員	5,000円
会員以外	10,000円
 - (2) 消費税、交通費、宿泊費などの必要経費が発生した場合には、上記とは別に本会が負担する。
 - (3) 交通費に関しては、実費全額を負担とする。
 - (4) 宿泊費に関しては、10,000円を上限とする。
 - 2) 来賓者に関して必要な事項を定める。来賓者への謝礼等は以下を基本とする。
 - (1) 来賓者への謝礼等 3,000円
 - (2) 交通費は自己負担とする

附則

この会則は、昭和 42 年 10 月 15 日から施行する。

この会則は、平成 3 年 5 月 26 日から施行する。

この会則は、平成 15 年 3 月 1 日から施行する。

この会則は、平成 15 年 6 月 22 日から施行する。

この会則は、平成 19 年 10 月 8 日から施行する。

この会則は、平成 25 年 11 月 16 日から施行する。

この会則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この会則は、平成 28 年 11 月 19 日から施行する。

この会則は、平成 30 年 11 月 17 日から施行する。

この会則は、令和 5 年 2 月 18 日から施行する。

この会則は、令和 6 年 2 月 17 日から施行する。

この会則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

会員福利基金支出規程

1. この基金は、名古屋市立大学医学部保健医療学科看護学専攻同窓会の看護学校 30 年史および閉校行事についての会員寄付等である。
2. この基金は、名古屋市立大学医学部保健医療学科看護学専攻同窓会の役員会により運営される。
3. この基金は、下記の事項により支出する。
 - 1) 会員の死亡時
 - ① 花輪またはこれに相当する金額
 - ② 同窓会名は、名古屋市立大学医学部保健医療学科看護学専攻同窓会・名古屋市立短期大学部同窓会・名古屋市立看護学校同窓会のいずれかを使用する。
 - 2) その他、理事会で必要と認めたとき

附則

この規程は、平成 3 年 5 月 26 日から施行する。

この規程は、平成 15 年 6 月 22 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 10 月 8 日から施行する。

この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

医学部保健医療学科看護学専攻入学者の皆様

名古屋市立大学医学部保健医療学科看護学専攻同窓会（看桜会）

会長 平岡翠

個人情報提供のお願い

看桜会では、同窓会名簿の発行等の関係上、入学者の皆様の住所等の情報が必要となることがあります。入学者の皆様におかれましては、同窓会の円滑な運営のため、趣旨をご理解いただき、「各種団体における個人情報の届出書」を提出していただきますようお願いいたします。なお、届出書の提出につきましては強制するものではありません。

ご入学の皆様へ

名古屋市立大学経済学部同窓会「瑞山会」

令和8年度（2026年度） 名古屋市立大学経済学部同窓会「瑞山会」入会ご案内

この度名古屋市立大学経済学部合格、心よりお祝い申し上げます。
私どもは、名古屋市立大学経済学部生の同窓会で、「会員相互の親睦をはかるとともに、母校の発展に寄与することを目的」として、1978年（昭和53年）11月19日に設立されました。
2025年（令和7年）3月末現在、経済学部卒業者は累計1万1000名を超え、登録瑞山会正会員は1万人を超えました。

活動は年1回の総会・懇親会をはじめ各種行事を開催。活動報告として「会報」発行。2025年8月にはホームページも刷新され、活動の最新情報を適時掲載致しております。

支部活動としては現在8つの職域、職種別支部と、関東支部（1都7県）・関西支部（2府4県）の地域支部が設立されており、卒業後も身近な会員相互との交流と親睦を深める場を整えております。

入会手続きとしましては、別紙「入会申込書・個人情報同意書」に記入提出いただき、入会金を入学手続き時に「諸団体納付金」として納付くださいますようお願い申し上げます。

入会された皆様方は、「準会員(学生会員)」として会員登録をさせて頂き、卒業時に「正会員」に移行致します。

1、特典

【準会員】

- 1) 3年生時には毎年開催される瑞山会総会後の懇親会に参加することができ、卒業生との交流の中で卒業後の参考情報を得ることができ就職活動に活かせます。
- 2) 在学中の成績や行いに対して、大学の推薦により卒業時に瑞山会表彰を受けることができます。
- 3) 大学の推薦及び当会の定める条件を満たせば、名古屋市立大学協定校に6ヶ月以上留学する場合、留学費補助が受けられます。「瑞山会協定校留学費補助制度」

【正会員】※卒業後

- 1) 各種瑞山会行事（総会、懇親会、各種イベント）への案内
- 2) 瑞山会・会報（年1回発行）のお届け
- 3) 同期会、ゼミ同窓会開催などの支援



↑ 新入生説明会情報

2、瑞山会情報の閲覧

ホームページで、瑞山会の活動状況を知ることができます。

*URL は <https://www.zuizankai.jp/> 二次元コード➤



3、入会申込および入会金

- 1) 入会申込 : 「入会申込書 兼 個人情報取扱い同意書」は、入学手続き時に提出願います。
住所登録等を希望されない入会者の方も「氏名、ユーザー名」の記入をお願いいたします。
- 2) 入会金 : 30,000円（卒業後に正会員永年会費に充当され年会費は発生しません）
入学時の納付金と合わせ振り込みをお願いいたします。

<お問合せ先>

上記 URL の瑞山会ホームページのトップページにある「お問合せ・他」をご利用願います。 以上

名古屋市立大学経済学部同窓会「瑞山会」入会申込書 兼 個人情報取扱い同意書

1. 入会申込書

瑞山会に入会を希望しますので、入会金を納付し入会を申し込みます

なお、下記2項目を確認し、を記入しました

- 瑞山会ホームページ・「学生会員(準会員)の皆様」の**新規会員登録**を完了しています
- 入会金の納付が完了するまでは、入会が受理されないことを承知しています

記入日 (西暦) 年 月 日

※ご記入前に、下記記入上の注意事項をご確認ください

氏 名	姓 (Middle name/Last name)				名 (First name)									
	ふりがな													
住 所 (国内連絡先)	郵便番号													
	都道府県				市区郡									
	町村番地				建物名									
新規会員登録 ユーザー名	瑞山会 HP「学生会員の皆様」への登録内容 (登録した桁数で記入してください)													

記入上のご注意

- ① 新規会員登録ユーザー名は、ホームページから会員登録の際に設定されたユーザー名をご記入ください。
- ② 住所欄は、ご実家・帰省先など現時点で確実に郵送物を受け取り可能な住所を、町村番地・建物名・部屋番号まで正確に記入してください。
なお、住所変更された場合は、随時、ホームページ「会員情報変更」で変更登録をお願いします。
- ③ 本入会申込書およびホームページに住所登録をされない場合、瑞山会からのご案内など会員としての特典を受けることが出来なくなりますのでご承知ください。
- ④ ホームページ「学生会員(準会員)の皆様」の「新規会員登録」で会員登録がお済でない方は右の二次元コードまたはURLから新規会員登録し、ユーザー名を記入ください。
- ⑤ この「入会申込書」も入学受付時に必ず提出願います。住所登録を希望されない方、ホームページから会員登録が終了された方も、入会確認のため提出が必要です。



<https://zuizankai.jp>

2. 個人情報取り扱いに対する同意書

会員登録情報を名古屋市立大学経済学部同窓会「瑞山会」へ提供し、下記【個人情報の取扱いについて】のとおり取扱うことに同意します。ご同意いただきました意向を下段枠内にご署名をお願い致します。

【個人情報の取扱いについて】

- 1) 名古屋市立大学経済学部同窓会「瑞山会」が保有する会員情報は、同窓会名簿の基礎資料とするほか会報、行事連絡等のご案内など「瑞山会」から会員への情報発信に限定し利用いたします。
- 2) 会員情報は、業務委託先 (DM発送業者等: 守秘義務契約済) 以外の第三者に提供することはありません。
- 3) 会員情報は、個人情報保護法に基づき、会員の利益が損なわれないように留意し個人情報保護に努めます。

事務局確認欄	
HP会員登録	
入会金入金	

自 署	記入日西暦 年 月 日
	氏名



名古屋市立大学人文社会学部同窓会

瑞桜会

名古屋市立大学人文社会学部 同窓会(瑞桜会)入会のご案内

ご入学おめでとうございます。

人文社会学部同窓会(瑞桜会)は、名古屋市立大学人文社会学部卒業生により組織され、会員相互の親睦と母校の発展に寄与することを目的とし、同窓会名簿の作成、会報の発行、総会などを行っています。

また、卒業生が在校生に向けて現在の活躍の様子を伝える「ようこそ先輩シリーズ」の開催や在学生の皆さんの海外留学等を応援する在校生支援事業など、在校生向けの事業も行っています。

皆様方にも入学と同時に学生会員として入会していただきたく、お手数ですが、下記により入会の手続きをお願いいたします。

記

1 申し込み

入学時納付金振込依頼書にて、同窓会費を入学料等とともに お振り込みください。

2 同窓会費	15,000円
内訳 入会金	5,000円
年会費5か年分	10,000円

名古屋市立大学人文社会学部同窓会

会長 野村 圭一

芸術工学部入学者の皆様

名古屋市立大学芸術工学部同窓会 萱光会

名古屋市立大学芸術工学部同窓会 萱光会 入会のご案内

ご入学おめでとうございます！

名古屋市立大学芸術工学部は平成8年4月に開設され、平成12年3月に始めての卒業生を送り出しました。それを機に、名古屋市立大学芸術工学部同窓会 萱光会（けんこうかい）が設立されました。

本会は芸術工学部の卒業生、在校生、教員を会員とし、会員相互の親睦をはかるとともに、母校の発展に寄与することを目的として、会報・会員名簿の発行、活動助成、総会、親睦会の開催などを行っています。

皆様にも入学時に入会いただきたく、お手数ですが下記により入会の手続きをおとりいただけますようお願い申し上げます。

あわせて、同窓会活動に使用するために、**個人情報の届出書**を提出くださいますようお願い申し上げます。

同窓会の活動内容につきましては、別紙のカラープリントや同窓会サイト（<http://www.sda.nagoya-cu.ac.jp/dousoukai/>）をご参照ください。サイトには事業内容のほか会則、会報などを掲載しています。

記

- 1 申し込み 入学時納付金振込依頼書にて入会金および会費を入学料等とともにお振り込みください。
- 2 入会金 10,000円
- 3 会費 10,000円（終身会費）

各種団体における個人情報の届出書(萱光会(芸術工学部同窓会))

1 受験番号

--	--	--	--	--	--	--	--

フリガナ

2 氏 名

3 住所または
連絡先

〒

--	--	--	--

 -

--	--	--	--	--	--

4 メールアドレス

@

上記項目にかかる個人情報を萱光会(芸術工学部同窓会)活動に使用することに同意します。

署名
